



埼玉県マスコット
コバトン&さいたまっち

埼玉県青少年健全育成・支援プラン(案)

(平成30年度～平成34年度)

県民の皆様の御意見をお寄せください。

「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」(案)に対する御意見をお待ちしています。
(巻末に様式があります。)

郵 送 〒330-9301 (住所は省略できます)
埼玉県青少年課 総務・企画担当あて
F A X 048-830-4754
メー ル a2905-13@pref.saitama.lg.jp
(メールの件名を「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」としてください)

- ※ 必ず住所・氏名を明記してください。
- ※ 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。
電話等による口頭での意見はお受けできないので、御了承ください。

- 御意見の受付期間：平成29年10月31日(火)まで(必着)
- 県民の皆様の御意見をいただき、県議会の議決を経て計画を策定する予定です。
- いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。
- プラン案は埼玉県のホームページでも御覧いただけます。
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0307/plan-ikenbosyu.html>

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 策定の趣旨	2
2 位置付け	2
3 期間	3
4 対象者	3
第2章 青少年を取り巻く環境と課題	5
1 青少年を取り巻く社会環境	6
2 青少年を取り巻く家庭・地域環境	10
3 青少年をめぐる現状と課題	14
第3章 基本理念と基本目標	25
1 基本理念	26
2 基本目標	26
第4章 プランの体系	29
第5章 施策の展開	33
基本目標Ⅰ 明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援	34
施策の方向性1 豊かな人間性や社会性を育むための支援	34
施策の方向性2 社会参加及び自立への支援	37
基本目標Ⅱ 困難を有する青少年への支援	39
施策の方向性1 困難な状況に応じた支援	39
施策の方向性2 青少年の非行対策	44
基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える環境の整備	46
施策の方向性1 青少年を育む家庭・学校・地域の環境整備	46
施策の方向性2 青少年を取り巻く社会環境の整備	49
参考資料	51
1 指標一覧	52
2 用語の解説	54

第1章

基本的な考え方

1 策定の趣旨

近年、少子高齢化の進行、グローバル化や情報化の進展の中で社会経済情勢は大きく変化しており、青少年を取り巻く状況も様々な問題が生じています。

非行、ニートやひきこもり、いじめや不登校、貧困などの様々な困難を有する青少年の問題は、依然として深刻です。

また、スマートフォン等の急速な普及が、青少年の生活や環境にも大きな影響を与えており、犯罪に巻き込まれたり、インターネットの長時間利用なども課題となっています。

こうした状況を踏まえ、青少年が夢や希望を持って健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できるよう、地域全体で支えていくことが重要です。

本県では、昭和48年度から青少年の健全育成に関する総合的な計画として、「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」(以下「本プラン」という。)を策定しています。

次代を担う青少年の健やかな成長は、全ての県民の願いであるとともに責任でもあります。

そこで、県民一人一人が青少年の健全育成に対する関心を高めるとともに青少年育成団体等の活動促進の一助となるなど、地域全体で青少年の健やかな成長に向けた取組が一層推進されるよう、本プランを策定しました。

2 位置付け

- (1) 埼玉県青少年健全育成条例第4条に基づく、青少年の健全な育成に関する総合的な計画として策定します。
- (2) 子ども・若者育成支援推進法第8条に基づく「子供・若者育成支援推進大綱」の基本理念を踏まえたプランとし、同法第9条に基づく「都道府県子ども・若者計画」としても位置付けます。
- (3) 本県の総合計画である「埼玉県5か年計画－希望・活躍・うるおいの埼玉－」を具体的に推進する分野別計画として位置付けます。

3 期間

平成30年度から平成34年度（2018～2022年度）までの5年間

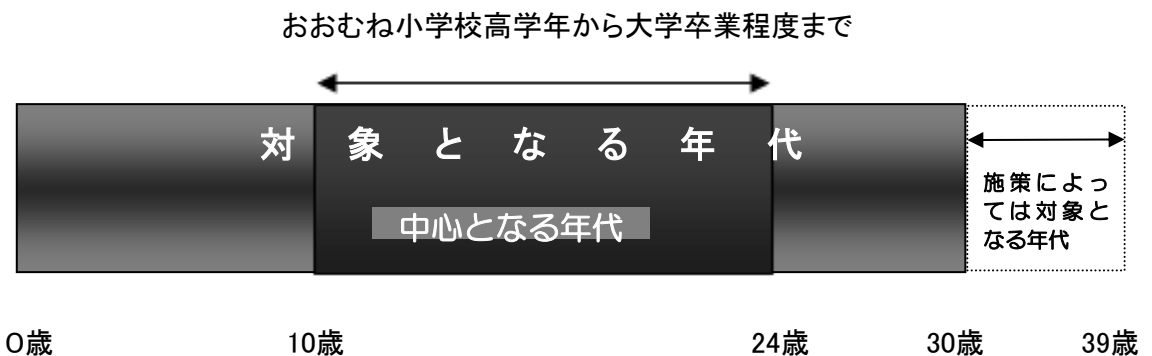
4 対象者

本プランの対象者は、おおむね30歳未満とします。

ただし、最近の社会情勢や子ども・若者育成支援推進法の趣旨も鑑み、施策によっては、社会生活を円滑に営む上で困難を有する30歳代も対象とします。

また、青少年健全育成や非行防止に関する取組については、おおむね小学校高学年から大学生までが対象となることを踏まえ、本プランの中心となる対象年齢は、おおむね10歳から24歳とします。

なお、本プランでは「青少年」という用語を使用していますが、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童生徒」、「少年」、「子供」等の用語を併用します。



◇参考 各種法令等による青少年の呼称及び年齢区分

法令等の名称	呼称	年齢区分	
少年法	少年	20歳未満の者	
刑法	刑事責任年齢	満14歳以上の者	
児童福祉法	児童	18歳未満の者	
	乳児	1歳未満の者	
	幼児	1歳から小学校就学の始期に達するまでの者	
	少年	小学校就学の始期から18歳に達するまでの者	
学校教育法	学齢児童 (小学校)	6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	
	学齢生徒 (中学校)	小学校の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者	
民法	未成年者	20歳未満の者	
	婚姻適齢	男 満18歳以上の者 女 満16歳以上の者	
労働基準法	年少者	18歳未満の者	
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者	
	未成年者	民法上の未成年者	
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者	
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者	
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (児童買春・児童ポルノ禁止法)	児童	18歳未満の者	
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律 (青少年インターネット環境整備法)	青少年	18歳未満の者	
子供・若者育成支援推進大綱	子供	乳幼児期、学童期及び思春期の者	
	若者	思春期、青年期の者。施策によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象とする。	
	青少年	乳幼児期から青年期までの者	
	乳幼児期	乳幼児期	義務教育年齢に達するまでの者
		学童期	小学生の者
		思春期	中学生からおおむね18歳までの者
		青年期	おおむね18歳からおおむね30歳未満までの者
ポスト青年期	青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者		
埼玉県青少年健全育成条例	青少年	18歳未満の者	

第2章

青少年を取り巻く環境と課題

1 青少年を取り巻く社会環境

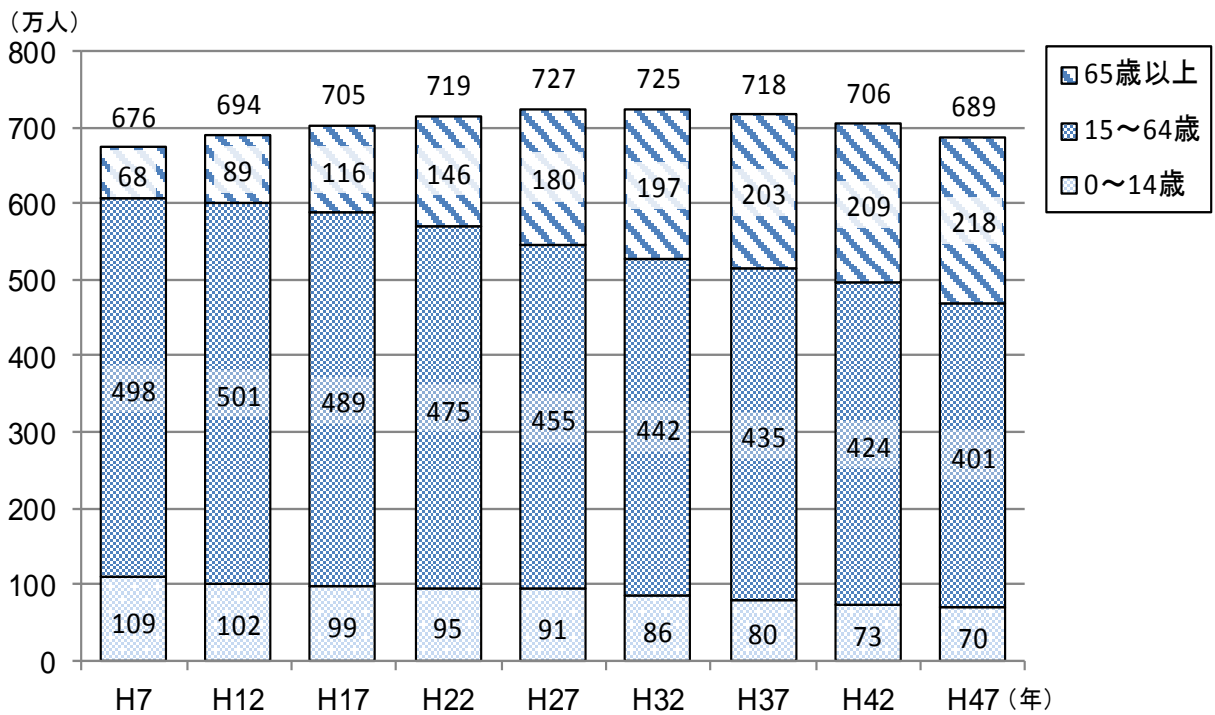
(1)人口減少・少子高齢化

我が国の人口は、平成20年をピークとして減少局面に入りました。これは本県も例外ではなく、本県の将来人口の見通しによると、県人口は間もなく減少に転じるものと見込まれています（図表1）。

また、総務省の国勢調査によると、本県の30歳未満人口は平成2年の277万人をピークに減少し、平成27年は201万人となっています。総人口に占める30歳未満人口の割合は、昭和50年代に50%を割って、平成27年には27.7%にまで低下しています（図表2）。

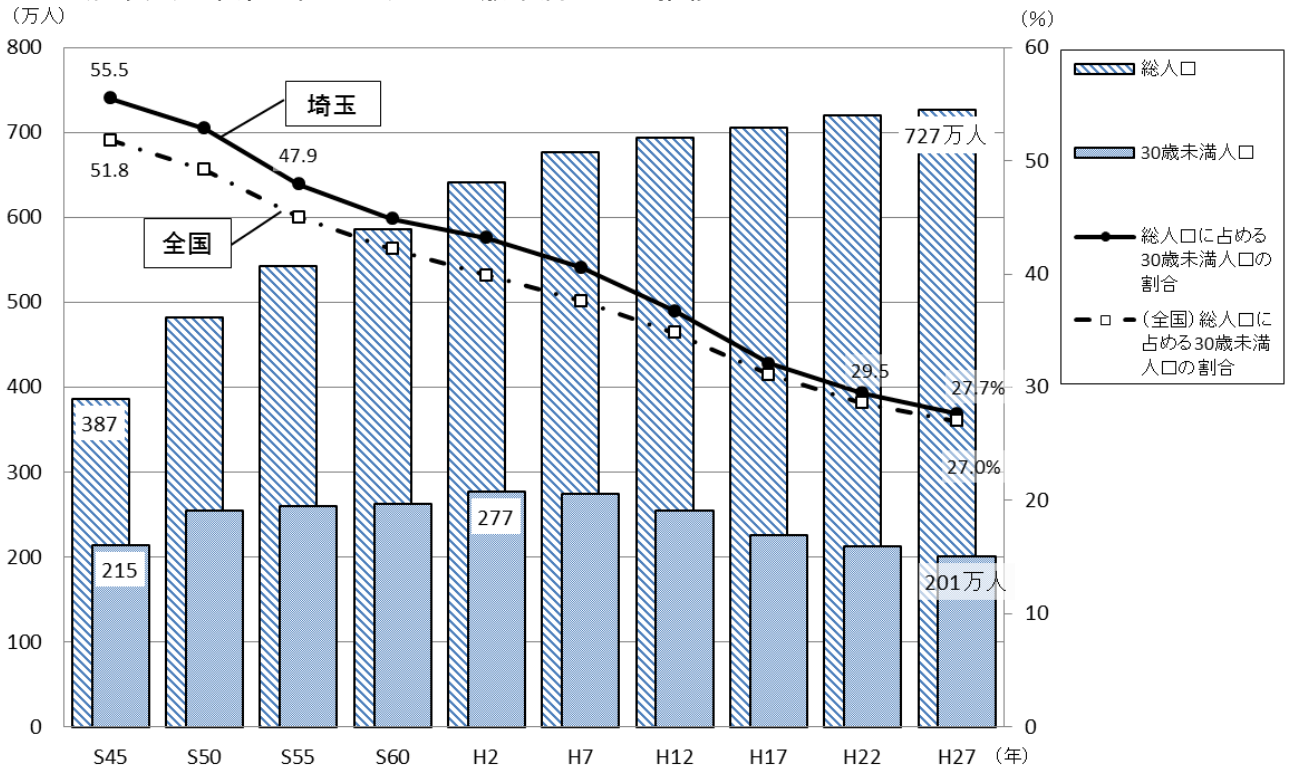
あわせて、世帯構造も変化しています。厚生労働省の国民生活基礎調査によると、本県の児童のいる世帯の割合は、平成28年で22.4%になっています（図表3）。

（図表1）本県の将来人口の見通し（年齢3区分別）



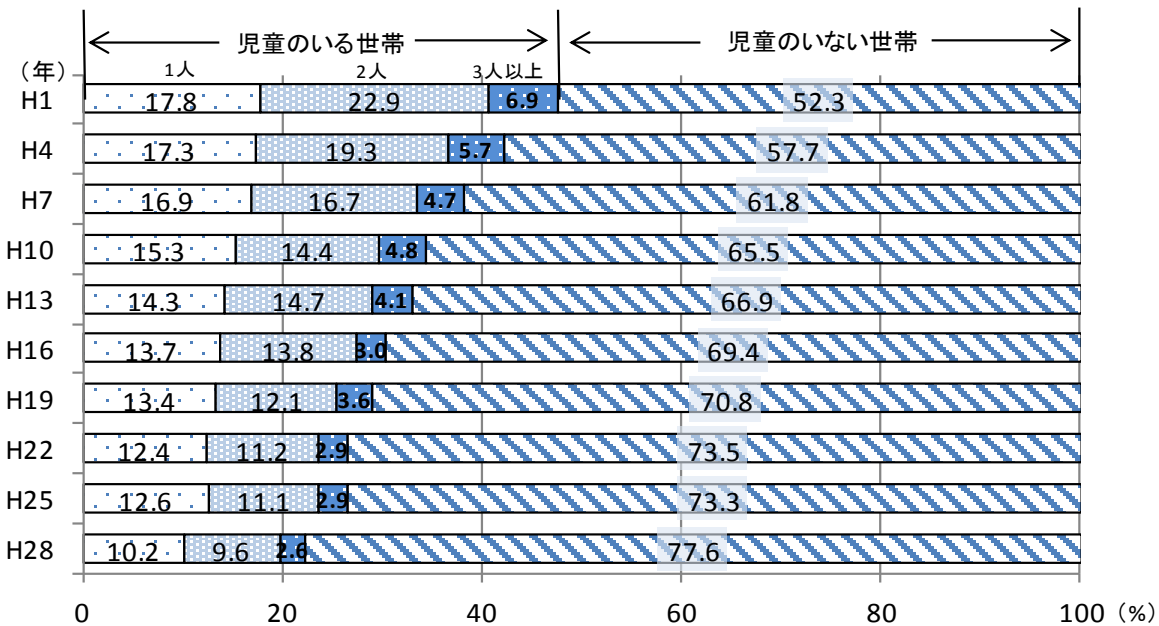
出典：総務省「国勢調査」（～H27）、埼玉県推計（H32～）

(図表2) 本県の総人口及び30歳未満人口の推移



出典：総務省「国勢調査」

(図表3) 児童数別にみた世帯数の構成割合(埼玉県)



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」

(2) 情報化社会の進展

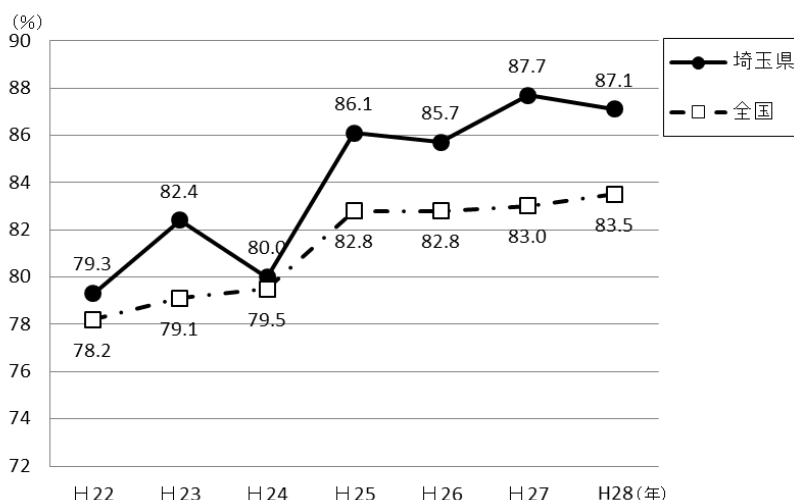
情報通信技術（ICT）は、経済の成長や生活の利便性の向上に不可欠なツールとして目覚ましい発展を遂げてきました。

ICTの進展とともに、パソコンやスマートフォン、タブレット端末などのデジ

タル機器が急速に普及し、私たちはインターネットを通じて様々な情報を簡単に取得することができるようになりました。総務省の通信利用動向調査によると、本県の平成28年のインターネットの利用者の割合は87.1%となっています(図表4)。

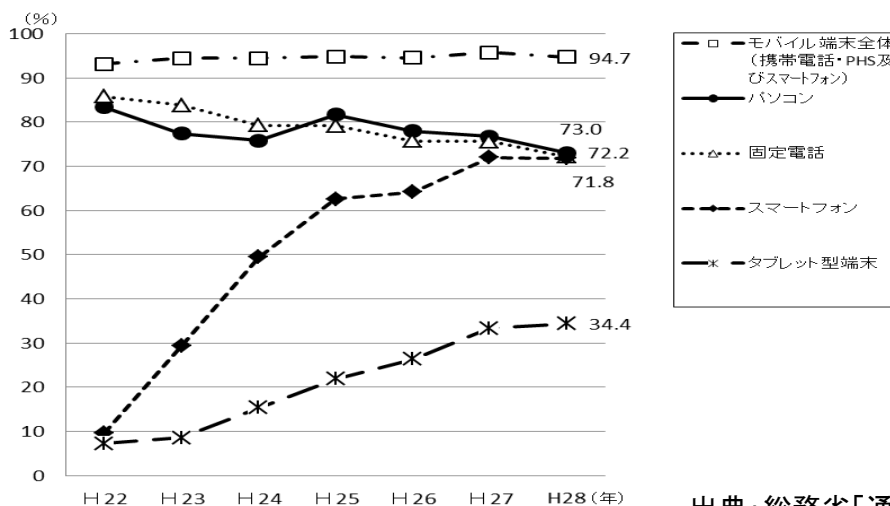
とりわけ、近年は、スマートフォンやタブレット端末の普及により、いつでもどこでもインターネットを通じたつながりが可能になり、ツイッターやフェイスブックといったソーシャル・ネットワークサービス(SNS)の利用が個人、企業ともに拡大しています(図表5)。

(図表4) インターネット利用者の割合(個人)



出典:総務省「通信利用動向調査」

(図表5) 主な情報通信機器の世帯保有状況(全国)



出典:総務省「通信利用動向調査」

(3)グローバル化の進展

交通手段、ICTの進歩等による国境を越えた人・モノ・情報等の流れが加速し、経済、社会、文化など様々な分野でグローバル化が進んでいます。

外務省の海外在留邦人数調査統計によると、海外在留邦人の総数は平成28年10月1日現在約134万人で、調査開始以降最多となっています(図表6)。

また、法務省の在留外国人統計によると、本県の平成28年12月末現在の在留外国人数は約15万人で5年前と比べると約1.3倍に増加しています(図表7)。

(図表6) 海外在留邦人数の推移

	(単位:人)						各年10月1日現在	
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	対前年比 H28/H27	H28/H23
長期滞在者	782,650	837,718	839,516	853,687	859,994	870,049	1.01	1.11
永住者	399,907	411,859	418,747	436,488	457,084	468,428	1.02	1.17
計	1,182,557	1,249,577	1,258,263	1,290,175	1,317,078	1,338,477	-	-

出典:外務省「海外在留邦人数調査統計」

(図表7) 在留外国人数の推移

	(単位:人)						各年12月末現在	
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	対前年比 H28/H27	H28/H23
全 国	2,078,508	2,033,656	2,066,445	2,121,831	2,232,189	2,382,822	1.07	1.15
埼玉県	119,727	117,845	123,294	130,092	139,656	152,486	1.09	1.27

出典:法務省「登録外国人統計」(H23)、「在留外国人統計」(H24～)

(4) 雇用情勢の改善、就業構造の変化

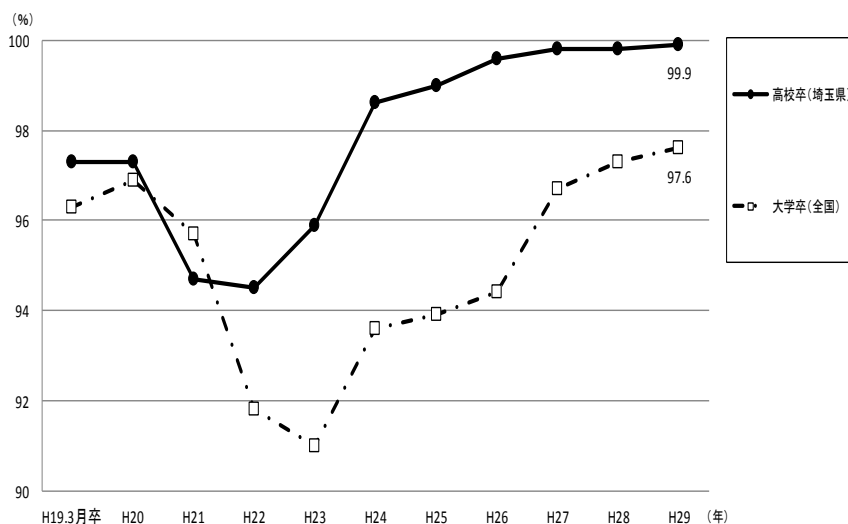
平成20年に発生したリーマンショック後に急激に悪化した雇用情勢は、緩やかな改善傾向が続いています。平成22年に5.2%だった本県の完全失業率も、平成28年には3.1%まで改善しました。

また、新規学卒者の就職率も改善傾向が続いています(図表8)。

一方、経済のサービス化の進展に伴い、就業構造も変化しています。第2次産業の就業者が減少する一方、第3次産業の就業者が増加しています。

さらに、正規雇用者数が横ばいで推移する中、非正規雇用者数は年々増加しています。自らの希望で非正規の仕事を選ぶ人もいる一方、正規就業を希望しながらやむなく非正規で働く人も非正規就業者の6人に1人を占めています。

(図表8) 大学・高校卒業者の就職率の推移



出典:厚生労働省「大学等卒業者の就職状況調査」(4月1日現在)
埼玉県労働局「新規高等学校卒業者職業紹介状況」(3月末現在)

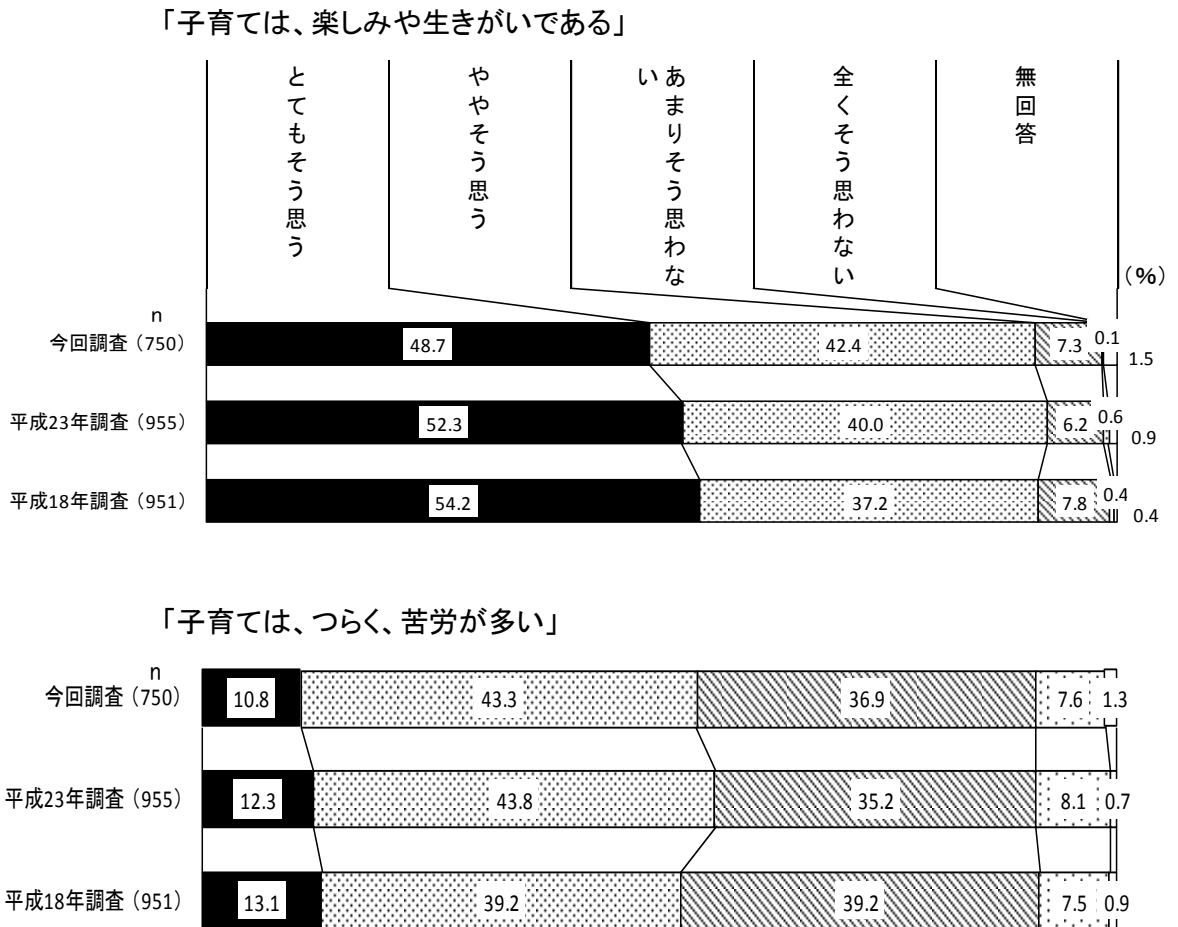
2 青少年を取り巻く家庭・地域環境

(1) 家庭環境

本県の平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、『子育ては、楽しみや生きがいである』という考えに対して、「とてもそう思う」または「ややそう思う」と回答した保護者の割合は、91.1%となっています。

一方、『子育ては、つらく、苦勞が多い』という考えに対してでは、保護者の54.1%が「とてもそう思う」または「ややそう思う」と回答しています（図表9）。

(図表9) 子育てに対する考え

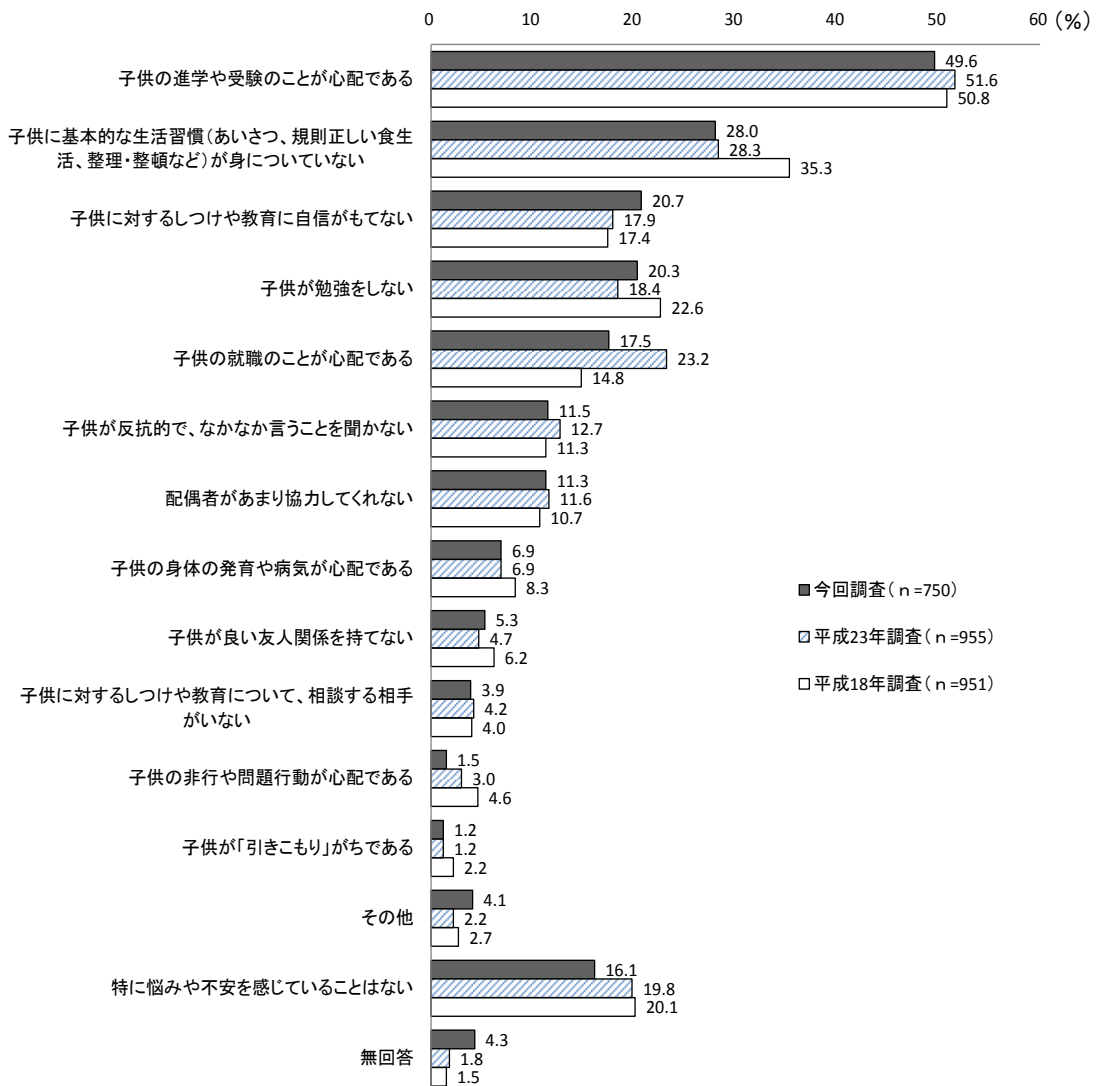


出典：平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査

また、子供のしつけや教育についての保護者の悩み・不安（複数回答）では、「子供の進学や受験のことが心配である」（49.6%）が最も多く、「子供に基本的な生活習慣（あいさつ、規則正しい食生活、整理・整頓など）が身につけていない」（28.0%）、「子供に対するしつけや教育に自信がもてない」（20.7%）と続いています。

経年変化で見ると、「子供に対するしつけや教育に自信がもてない」は増加し、「子供に基本的な生活習慣（あいさつ、規則正しい食生活、整理・整頓など）が身につけていない」は減少しています（図表10）。

（図表10）子供のしつけや教育についての保護者の悩み・不安

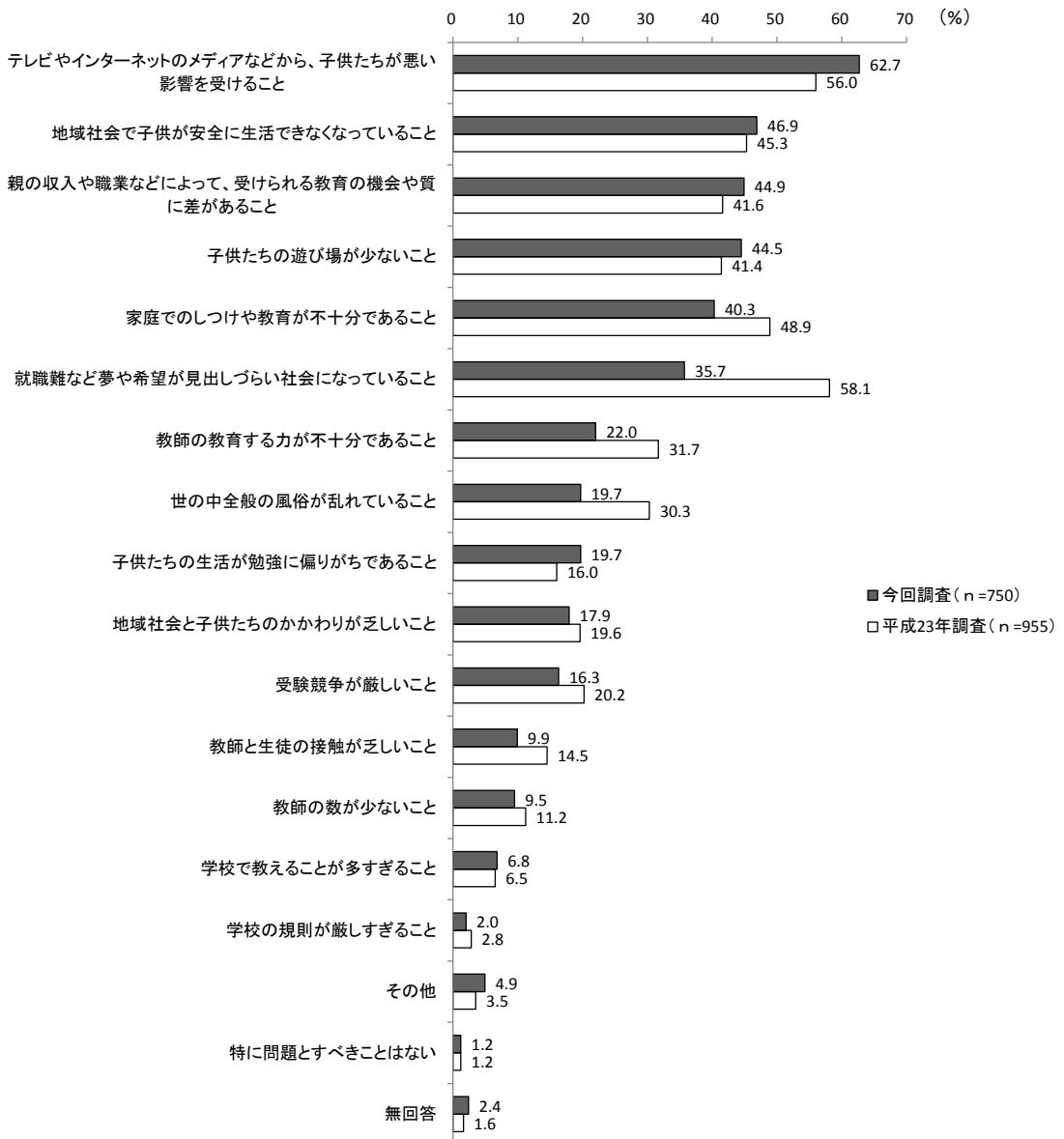


出典：平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査

(2) 地域環境

本県の平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、保護者が考える子育てや教育の現状における問題（複数回答）のうち、地域環境に関するものを見ると、「地域社会で子供が安全に生活できなくなっていること」が46.9%（第2位）、「子供たちの遊び場が少ないこと」が44.5%（第4位）、「地域社会と子供たちのかかわりが乏しいこと」が17.9%（第10位）となっています（図表11）。

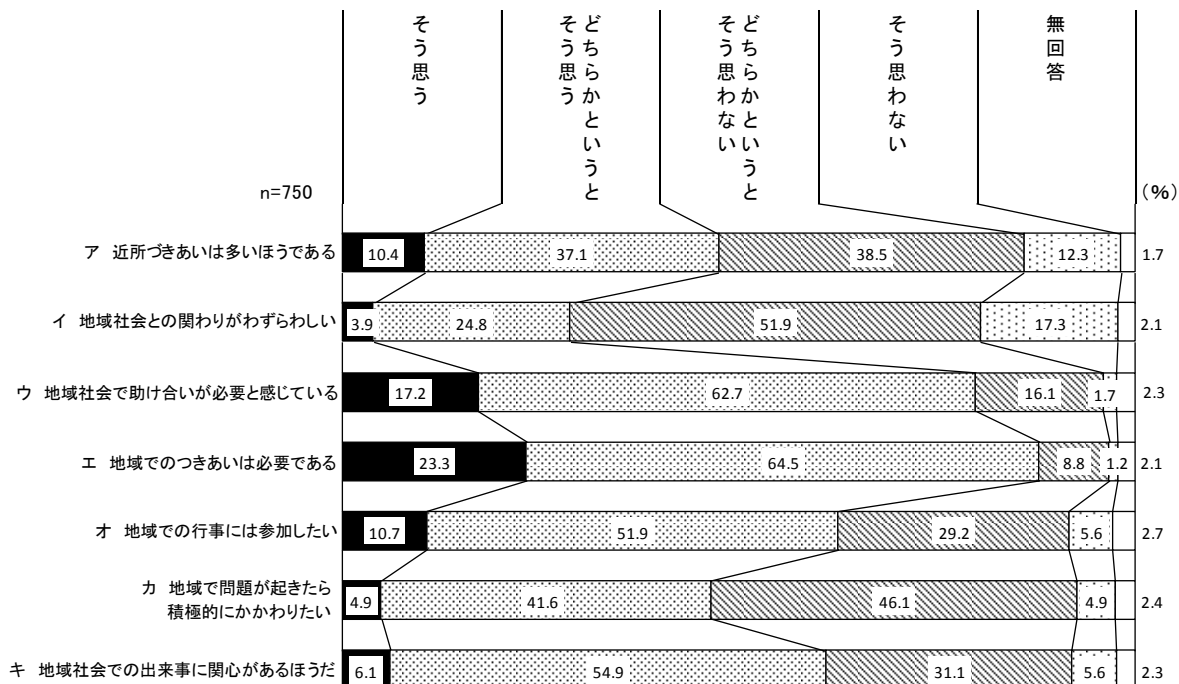
(図表11) 子育てや教育の現状における問題



出典：平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査

また、地域との関わり・関心で、「そう思う」または「どちらかというと思う」と回答した保護者の割合は、「地域でのつきあいは必要である」が87.8%、「地域社会で助け合いが必要と感じている」が79.9%、「地域での行事には参加したい」が62.6%などとなっています（図表12）。

（図表12） 地域との関わり・関心



出典：平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査

3 青少年をめぐる現状と課題

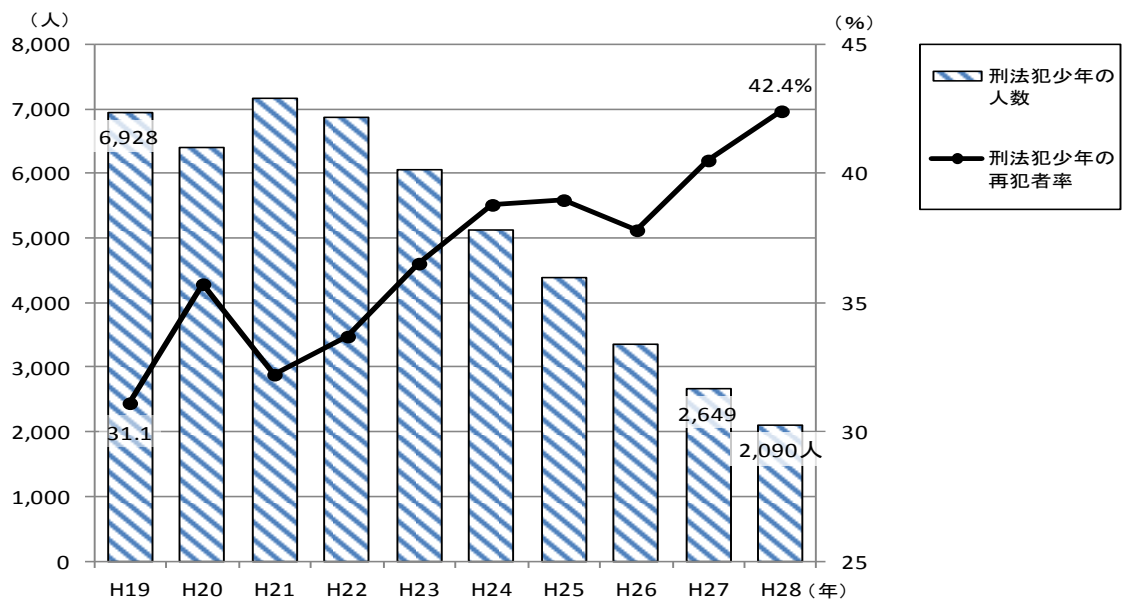
(1) 非行

本県の刑法犯少年の数は減少傾向で推移し、平成28年は2,090人と前年に比べて559人減少しています(図表13)。また、不良行為少年も減少傾向にあり、行為別でみると深夜徘徊と喫煙で全体の約8割を占めています(図表14)。

一方、刑法犯少年の再犯者率は年々高くなっており、平成28年は42.4%と過去10年で最も高くなっています(図表13)。

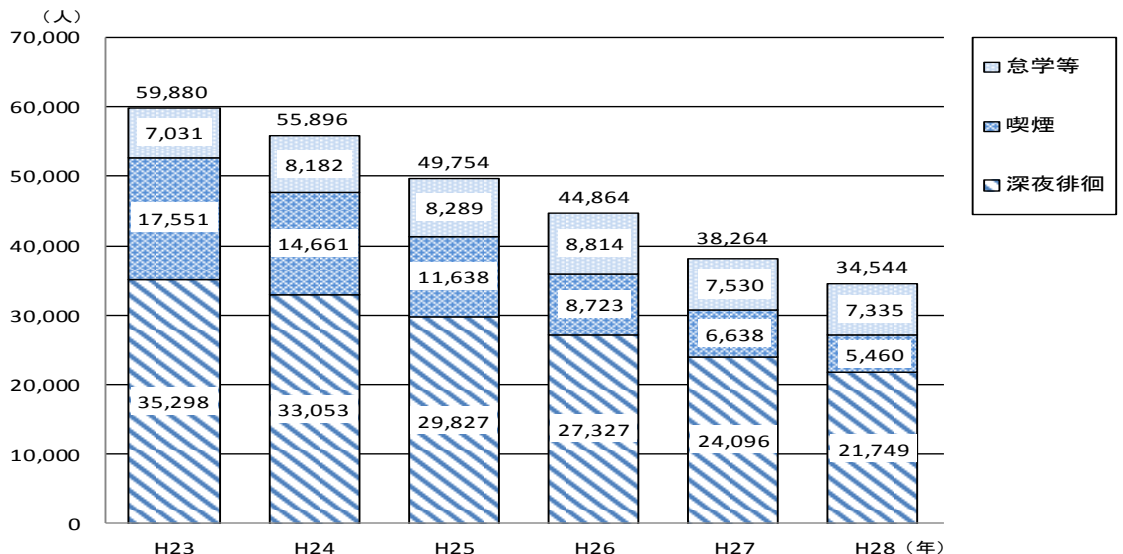
加えて、少年による凶悪な事件が発生するなど、少年非行は依然として厳しい状況にあります。非行問題を抱える少年や保護者が相談できる体制を充実するとともに、家庭・学校・地域が連携して非行防止や非行少年の立ち直りを支援していくことが必要です。

(図表13) 刑法犯少年の推移、再犯者率の推移(埼玉県)



出典:埼玉県警察本部調べ

(図表14) 不良行為少年の推移(埼玉県)



出典:埼玉県警察本部調べ

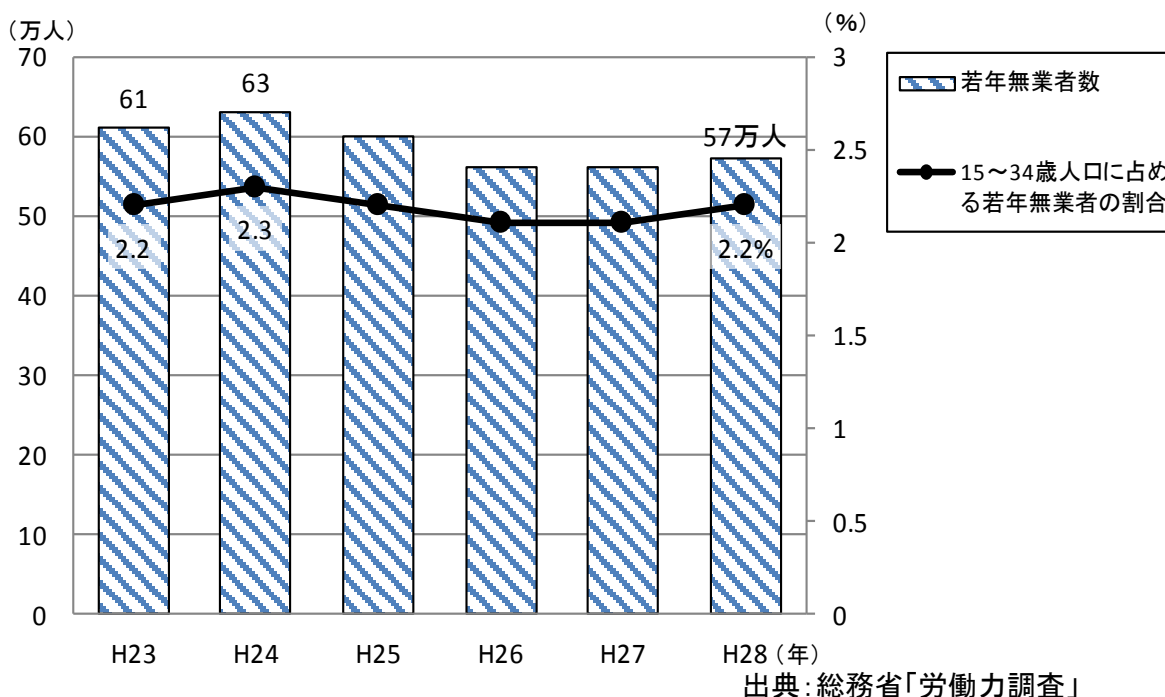
(2) 若年無業者(ニート)、ひきこもり

総務省の労働力調査によると、全国の若年人口に占める無業者の割合は、2%台で推移しており、平成28年の若年無業者(ニート)は全国で約57万人となっています(図表15)。

また、内閣府の平成27年度若者の生活に関する調査によると、ひきこもりの若者(15~39歳)は、全国で54万1千人と推計されています(図表16)。

就労支援や学校における取組の充実に加え、教育、労働、福祉、保健、医療などに関わる支援機関や民間団体との連携を強化し、状況に応じて専門的な支援をきめ細かく行うことが必要です。

(図表15) 若年無業者数及び若年人口に占める無業者の割合の推移(全国)



(図表16) ひきこもり群の定義と推計数(全国)

	有効回収率に占める割合	全国の推計数	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.35%	12.1万人	狭義のひきこもり
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	0.16%	5.5万人	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときにだけ外出する	1.06%	36.5万人	準ひきこもり
計	1.57%	54.1万人	広義のひきこもり

(注) 1 ア) 現在の状態となって6か月以上の者のみ
イ) 「現在の状態のきっかけで」「病気(病名)」に統合失調症又は身体的な病気を記入した者、「妊娠した」を選択した者又は「その他()」に自宅働いている旨や出産・育児をしている旨を記入した者を除く。
ウ) 「現在働いていますか」で、「専業主婦・主夫又は家事手伝い」と回答した者を除く。
2 総務省「人口推計」(2015年)によると15~39歳人口は3,445万人のため、広義のひきこもりの推計数は上記のとおりとなる。

出典:内閣府 平成27年度「若者の生活に関する調査」

(3)障害のある子供・若者

本県の18歳未満の障害者手帳所持者の数は、平成28年度末現在で、1万8,124人となっています(図表17)。

障害のある子供や若者が地域の一員として育ち、一人一人の状況に合わせて就労や社会参加が図られるよう、環境を整えていくことが求められています。

特に、発達障害は一見しただけでは分かりにくく周囲の理解が得られないため、適切な関わりが遅くなることがあります。このため、支援や配慮が受けられるよう、発達障害について正しく理解し適切に支援できる人材を育成するとともに、親への支援、診療・療育体制の充実、就労の支援などを進めていく必要があります。

(図表17) 18歳未満の障害者手帳所持者数(埼玉県)

	平成28年度末
身体障害者手帳所持者数	4,171人
療育手帳所持者数	12,922人
精神障害者保健福祉手帳所持者数	1,031人
15歳未満の発達障害者数	60,500人(国の調査をもとに推計)

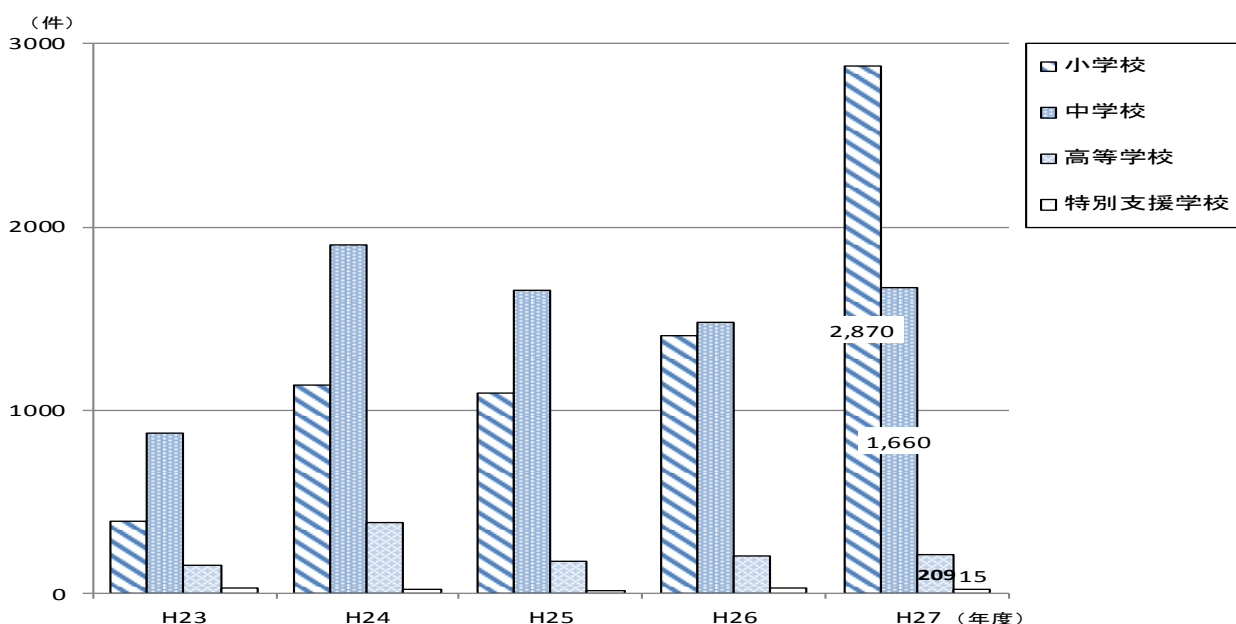
出典:埼玉県福祉部調べ

(4)いじめ

本県の国公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校におけるいじめの認知件数は、平成27年度4,754件となり増加傾向にあります(図表18)。これは、各学校等で積極的にいじめを認知し解消に向けた取組を行っていくという意識の向上によるものと捉えています。

今後も、「いじめは絶対に許されない」という意識を醸成するとともに、児童生徒が示す変化を見逃さないようアンテナを高く持ち、いじめ防止に向けた取組を進めることが重要です。

(図表18) いじめの認知件数(埼玉県)



出典:文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

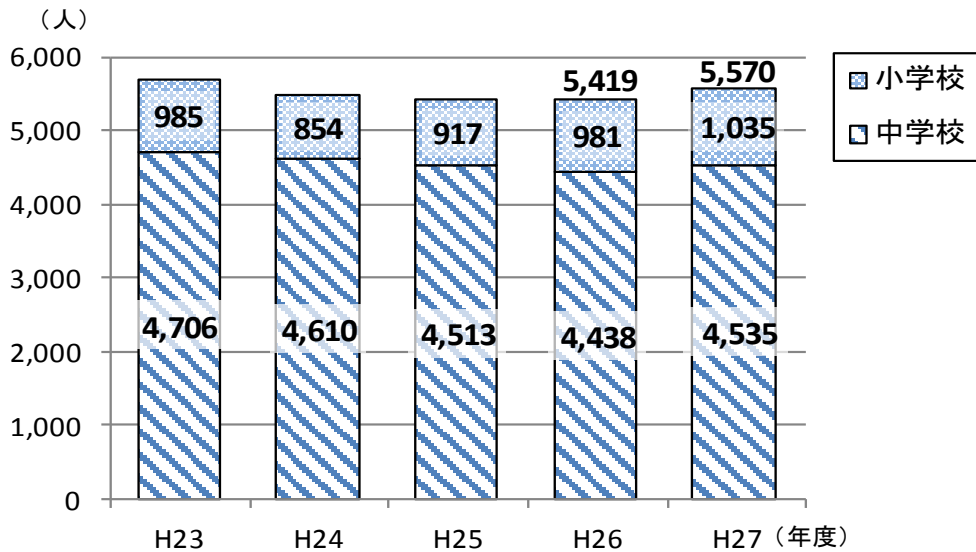
(5)不登校、高校中退

本県の国公私立校における平成27年度の不登校児童生徒数は、小・中学校では5,570人で前年度から151人増加しています(図表19)。

また、本県の国公私立高等学校の平成27年度の中途退学者数は、2,230人で前年度より減少しています(図表20)。

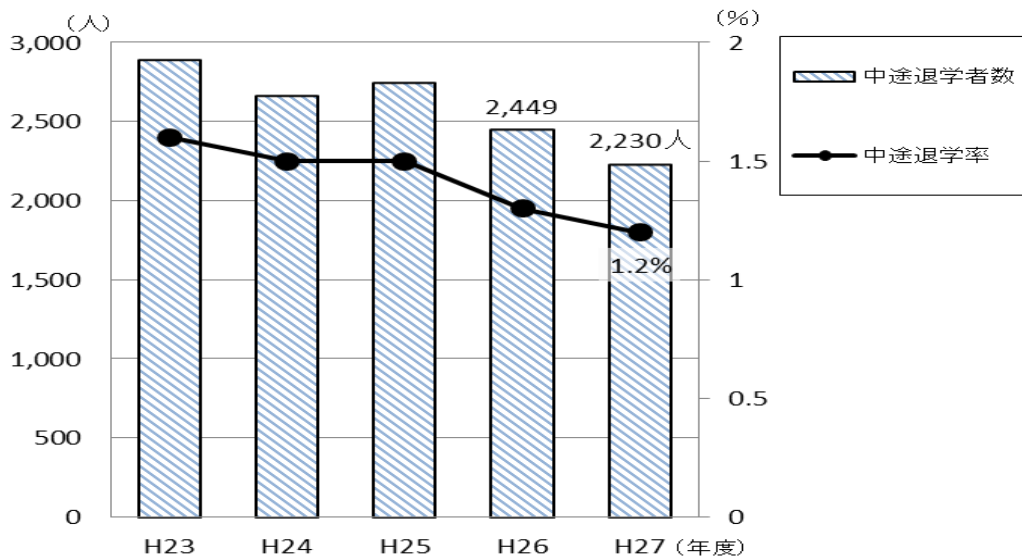
不登校には様々な背景や理由があります。そこで、社会において自立的に生きる基礎を養うため、児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応や、未然防止・早期対応の取組が必要です。また、高校中途退学には生徒が自分自身を見直し、高校生活に意義を感じることができるよう支援や本人の適性にあった進路選択に向けた支援が重要です。

(図表19) 不登校児童生徒数(埼玉県)



出典:文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(図表20) 中途退学者数及び中途退学率(埼玉県)



出典:文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

(6)子供の貧困

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、平成27年の子供の貧困率※は13.9%になっています。前回調査に比べて2.4ポイント低下しましたが、なお、高い水準にあります(図表21)。

また、本県において、経済的な理由により就学困難と認められ就学援助を受けている小・中学生は、平成26年度は74,548人となりました。平成26年度の就学援助率は13.26%で、平成7年度の約4倍になっています(図表22)。

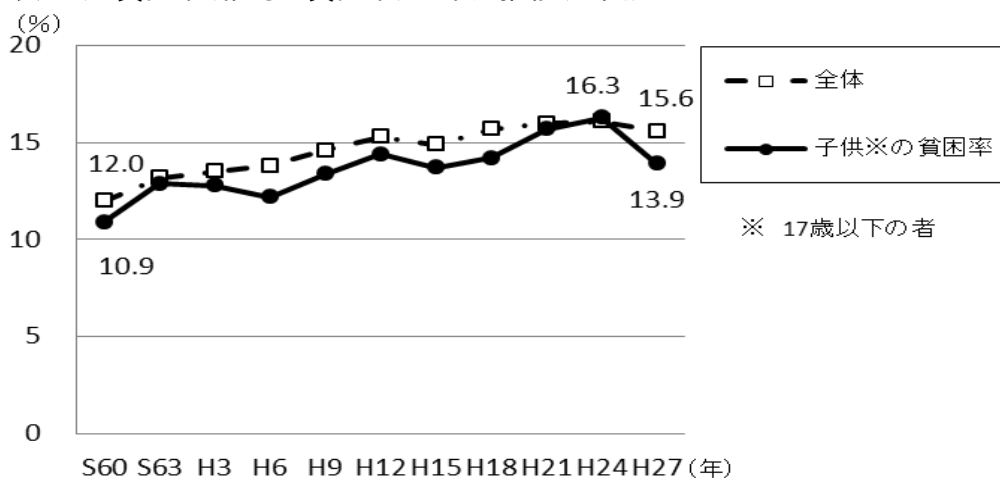
子供の将来が生まれ育った環境に左右されないよう、教育、生活、就労及び経済的支援を行い、子供の貧困対策を進めることが重要です。

※ 貧困率(相対的貧困率)

等価可処分所得の中央値の半分である貧困線に満たない世帯員の割合。

なお、平成27年の貧困線は122万円となっている。

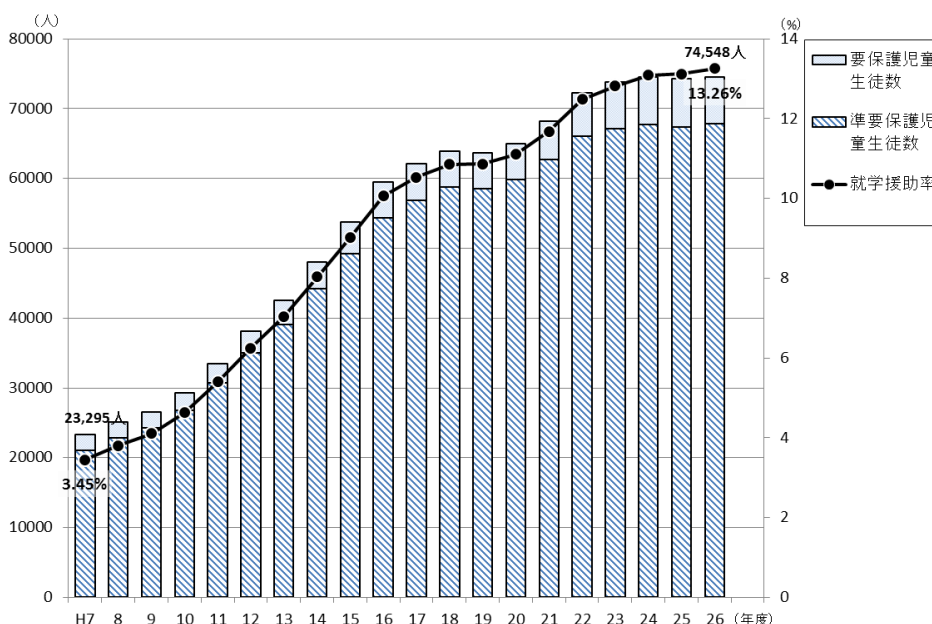
(図表21) 貧困率(相対的貧困率)の年次推移(全国)



※ 17歳以下の者

出典:厚生労働省「国民生活基礎調査」

(図表22) 小学生・中学生に対する就学援助の状況(埼玉県)



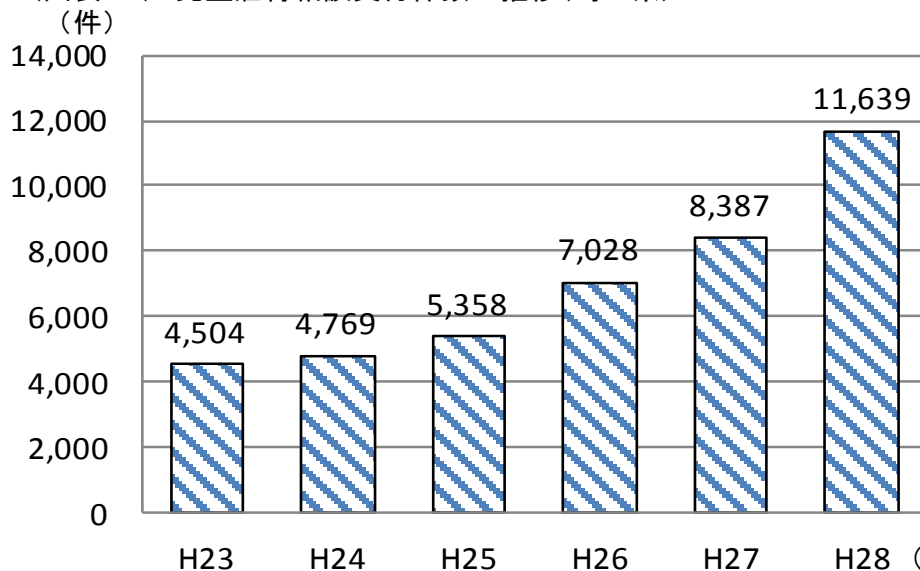
出典:文部科学省「要保護及び準要保護児童生徒数について」

(7) 児童虐待

県内の児童相談所で受け付けた、平成28年度の児童虐待相談受付件数は11,639件で、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行された平成12年以降で最多となりました(図表23)。

児童虐待は子供の心身の発達及び人格形成に重大な影響を与えるもので、児童虐待対策は喫緊の課題です。虐待相談への的確・迅速な対応、虐待を受けた子供へのケアや再発防止のための家族全体への支援などに加え、虐待を未然防止するため地域全体で子育て家庭を支援していく必要があります。

(図表23) 児童虐待相談受付件数の推移(埼玉県)



出典: 埼玉県福祉部調べ

(8) 若者の自殺

若い世代の自殺は深刻な状況で、厚生労働省の人口動態統計によると、本県の15～39歳の各年代の死因の第1位は自殺となっています(図表24)。

自殺の背景には、個人の問題や事情だけでなく様々な社会的要因があることから、自殺防止のためには、関係機関・団体が連携し、社会的な取組を総合的に実施していく必要があります。

(図表24) 平成27年 年齢階級別死因順位・死亡者数(埼玉県)

	第1位		第2位		第3位		第4位	
	死因	人数	死因	人数	死因	人数	死因	人数
15～19歳	自殺	26	不慮の事故	19	悪性新生物	11	心疾患(高血圧性除く)	6
20～24歳	自殺	55	不慮の事故	17	悪性新生物	12	心疾患(高血圧性除く)	10
25～29歳	自殺	75	悪性新生物	17	不慮の事故	13	心疾患(高血圧性除く)	12
30～34歳	自殺	80	悪性新生物	34	不慮の事故	19	心疾患(高血圧性除く)	9
35～39歳	自殺	96	悪性新生物	73	心疾患(高血圧性除く)	35	不慮の事故	20
40～44歳	悪性新生物	180	自殺	114	心疾患(高血圧性除く)	82	脳血管疾患	53
45～49歳	悪性新生物	298	心疾患(高血圧性除く)	134	自殺	129	脳血管疾患	78
50～54歳	悪性新生物	439	心疾患(高血圧性除く)	178	自殺	98	脳血管疾患	88
55～59歳	悪性新生物	709	心疾患(高血圧性除く)	201	脳血管疾患	102	自殺	96
60～64歳	悪性新生物	1,384	心疾患(高血圧性除く)	374	脳血管疾患	201	その他の症状	133

出典: 厚生労働省「人口動態統計」

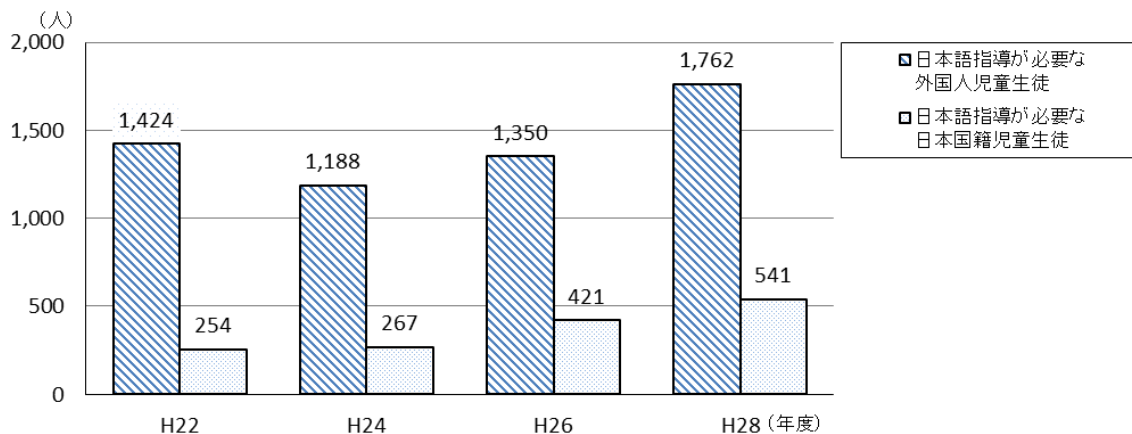
(9)外国人児童生徒等

在留外国人や海外在留邦人などの増加に伴い、支援が必要な外国人児童生徒や帰国児童生徒などが増加しています。

文部科学省の日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成28年度）によると、日本語指導が必要な外国人児童生徒は1,762人で、前回調査に比べて412人増加しています。また、帰国児童生徒や国際結婚により家庭内言語が日本語以外の場合など、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も増える傾向にあります（図表25）。

このような中、日本語指導ができる教員及び支援員等の育成・確保や学校相談体制の整備を推進するとともに、多様な背景をもつ子供たちの相互理解を図ることが必要です。

(図表25) 日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等(埼玉県)



出典:文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒※の受入状況等に関する調査」

※ この調査では、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指す。

(10)犯罪被害、交通事故

青少年が犯罪に巻き込まれる事件が多数発生しています。少年の福祉と保護を目的とした各種特別法や、条例等に違反する犯罪による平成28年の検挙件数は、316件となっています（図表26）。また、声かけ事案※認知件数は、年々増加しています（図表27）。

一方、子供の交通事故死傷者数は減少傾向にありますが、依然として毎年多数発生しています（図表28）。交通事故の死傷者の内訳では、小学校4～6年生では5割、中学生では7割弱、高校生では8割弱が自転車乗車中となっています（図表29）。

青少年が犯罪や事故に巻き込まれることがないように、青少年への意識啓発や、犯罪・事故に遭いにくいまちづくりに地域全体で取り組むことが必要です。

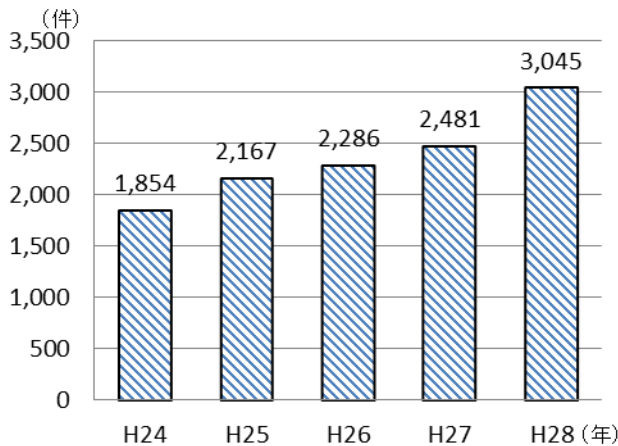
※ 18歳以下の者に対して「声をかける」、「手を引く」、「肩に手をかける」、「後をつける」等の行為で、略取・誘拐や性的犯罪等の重大な犯罪の前兆として捉えられる事案をいう。

(図表26) 福祉犯罪の法令別検挙状況(埼玉県)

単位: 件						
	H23	H24	H25	H26	H27	H28
青少年健全育成条例	246	229	197	228	185	157
児童買春・児童ポルノ禁止法	65	65	57	80	86	88
未成年者喫煙禁止法	24	35	47	35	25	18
風営適正化法	11	11	17	16	13	8
児童福祉法	18	7	10	8	13	9
未成年者飲酒禁止法	10	7	6	12	5	7
労働基準法	1	2	6	2	1	1
出会い系サイト規制法	14	7	4	6	12	18
覚せい剤取締法	6	7	4	5	9	8
売春防止法	3	2	4	5	1	
職業安定法		1		1		
私事性的画像被害防止法					2	
出入国管理及び難民認定法		1				
学校教育法						2
	398	374	352	398	352	316

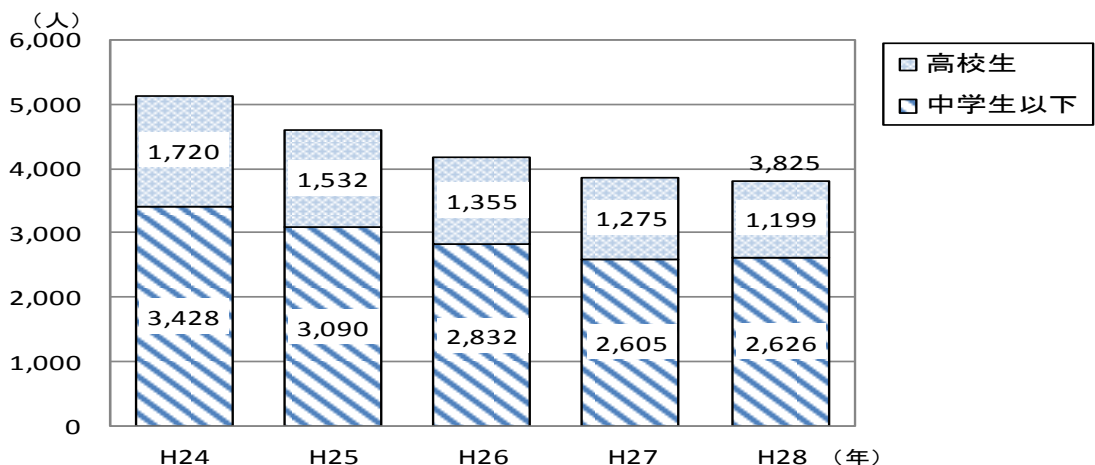
出典: 埼玉県警察本部調べ

(図表27) 声かけ事案認知件数の推移(埼玉県)



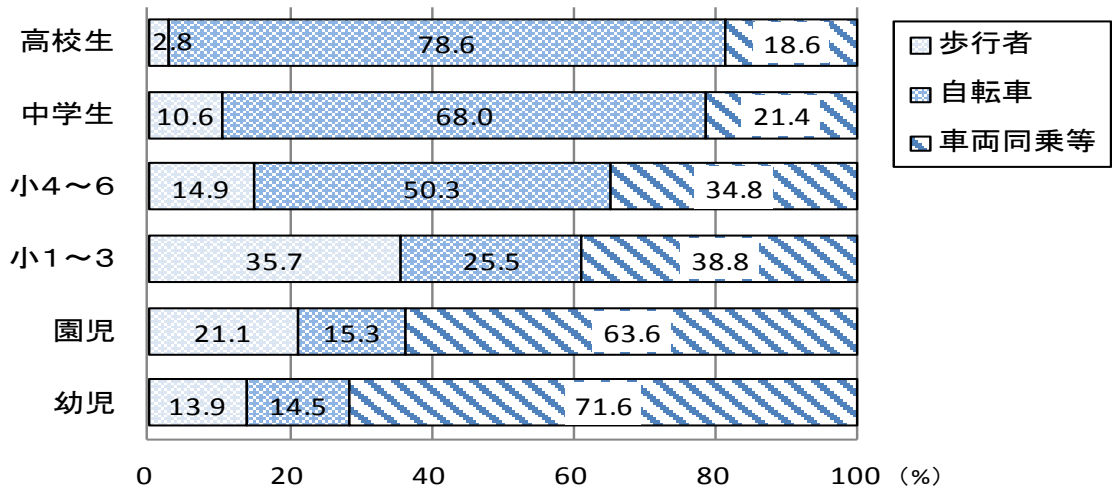
出典: 埼玉県警察本部調べ

(図表28) 交通事故の死傷者数の推移(埼玉県)



出典: 埼玉県警察本部調べ

(図表29) 平成28年 高校生以下の死傷者数の状態別構成比(埼玉県)



出典:埼玉県警察本部調べ

(11)スマートフォン等の利用

本県の平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査によると、携帯電話・スマートフォンの保有率は小学生※では50.1%、中学生では58.3%、高校生では92.4%と、学齢が上がるにつれて上昇しています(図表30)。その利用時間も学齢とともに上昇し、1日1時間以上の利用は、小学生で23.4%、中学生で67.4%、高校生では80.3%になっています(図表31)。

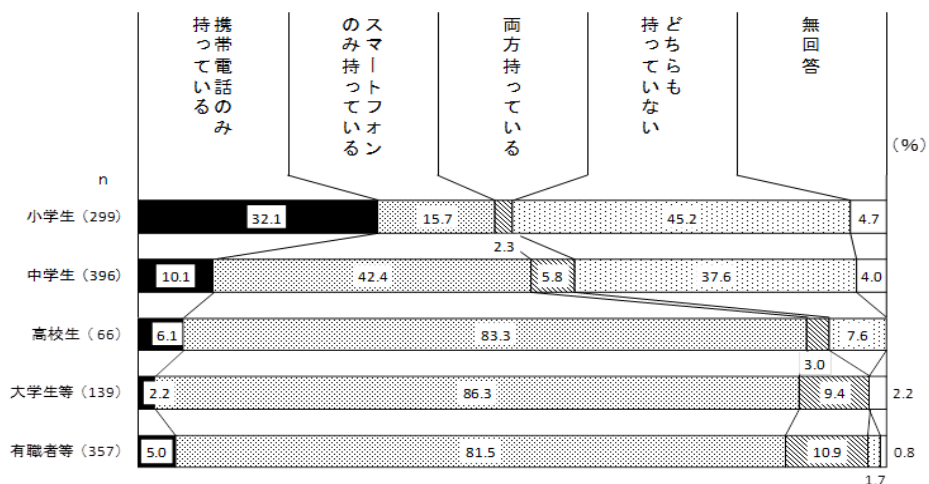
近年、スマートフォン等を始めとするインターネット接続機器の普及に伴い、長時間利用による生活の乱れ、ネットいじめなどのトラブルや有害サイト等を通じた被害などが深刻な問題になっています(図表32)。

青少年には、これからのインターネット社会を生きていくために必要なネットリテラシーを身に付けてもらう必要があります。

また、インターネット上には青少年にとって有害な情報があることを保護者や周りの大人が理解し、青少年が社会で生きていくための力やルールを身に付けられるよう指導し、見守ることが求められています。

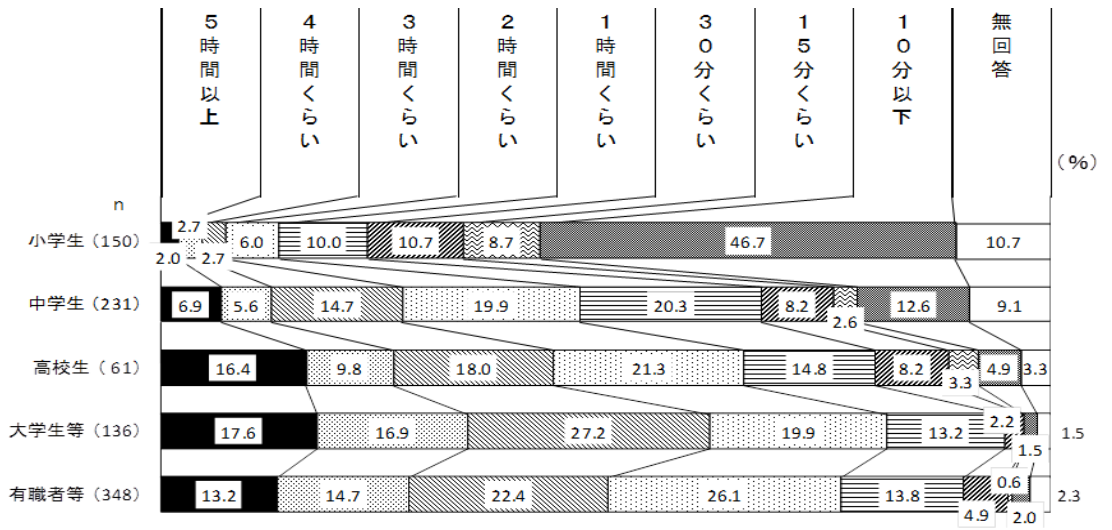
※ 調査対象者が満10歳以上のため小学校5～6年生を指す(以下同じ)。

(図表30) 携帯電話・スマートフォンの保有状況



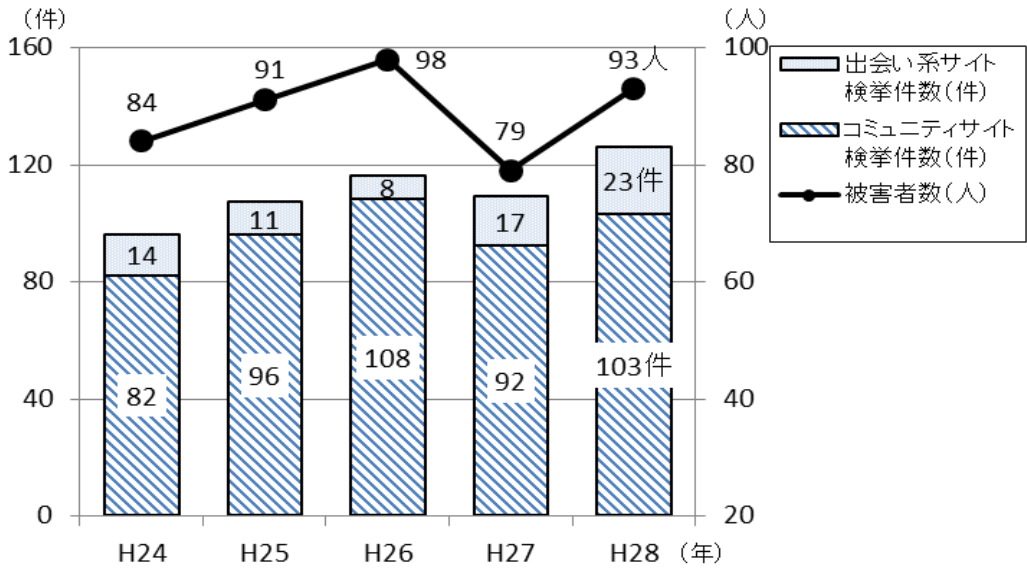
出典:平成28年度埼玉青少年意識と行動調査

(図表31) 携帯電話・スマートフォンの利用状況



出典:平成28年度埼玉青少年意識と行動調査

(図表32) 出会い系サイト・コミュニティサイトに起因した事件の被害者数、検挙件数 (埼玉県)



出典:埼玉県警察本部調べ

第3章

基本理念と基本目標

1 基本理念

**次代を担う青少年が心身ともに健やかに成長し、
自立・活躍できる社会をつくる**

我が国では、少子高齢化の進行、グローバル化や情報化の進展、地域コミュニティの希薄化など、青少年を取り巻く情勢は大きく変化し、多くの課題が生じています。

また、非行や若年無業者、いわゆるニートや、ひきこもりなど、困難を有する青少年の問題も深刻な状況にあります。

青少年が次代を担う者としての自覚と誇りを持ち、心身ともに健やかに成長できるよう、見守り、手を差し伸べていくことが、大人の役割と責任でもあります。

本県では、全ての青少年の最善の利益が尊重され、一人一人の状況に応じた様々な施策を進め、青少年が健やかに成長し、その持てる能力を生かして自立・活躍できる社会の実現を目指します。

2 基本目標

基本理念を実現し、青少年を取り巻く現状や課題等の解決を目指すため、以下の3つの基本目標を掲げて取り組んでいきます。

基本目標 I 明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援

次代を担う青少年が様々な体験を通して豊かな人間性や社会性を育むとともに、夢や目標を持って自らの可能性に果敢に挑戦していくことができるよう支援します。

また、社会や時代の変化に対応し、様々な社会的課題に主体的に取り組み、解決できる力を身に付けて自立・活躍できるよう支援します。

NO.	指標名	現状値	目標値
1	地域の協力を得て実施する子供の体験教室の参加者数	11,707人 (平成28年度)	20,000人 (平成34年度)
2	身に付けている「規律ある態度」の状況		
	・児童生徒の8割以上が身に付けている「規律ある態度」の項目数の割合	小学校 95.8% 中学校 94.4% (平成27年度)	小学校 100% 中学校 100% (平成34年度)
	・身に付けた「規律ある態度」の項目数を伸ばした児童生徒の割合	小学校 51.0% 中学校 52.0% (平成27年度)	小学校 56.0%以上 中学校 57.0%以上 (平成34年度)
3	県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合	7.5% (平成26年度)	5.8% (平成33年度)

基本目標Ⅱ 困難を有する青少年への支援

非行や若年無業者、いわゆるニートや、ひきこもりなど、困難を有する青少年が、一人一人の発達段階や置かれた状況に応じて、それらの困難を克服できるよう支援します。

また、健やかな発達や成長を妨げる有害な環境から青少年を守る取組を充実していきます。

NO.	指標名	現状値	目標値
4	声かけを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村数	12市町村 (平成29年度)	57市町村 (平成34年度)
5	公立高等学校における中途退学者数及び割合	全日制 1,286人 1.09% 定時制 590人 10.34% (平成26年度)	全日制 1,180人以下 1.00%以下 定時制 550人以下 9.64%以下 (平成34年度)
6	生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率	38.4% (平成27年度)	60.0% (平成33年度)

基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える環境の整備

家庭における教育力の向上を図るとともに、家庭・学校・地域が連携して地域全体で青少年を見守り育てる環境づくりを進めます。

また、スマートフォン等の普及に伴うインターネット対策や青少年が巻き込まれる犯罪や事故などが起きない環境づくりを進めていきます。

NO.	指標名	現状値	目標値
7	家庭内でスマートフォン等の利用のルールを決めている割合	75.6% (平成28年度)	100% (平成34年度)
8	青少年健全育成活動実施企業・団体等の数	409社・団体 (平成28年度)	650社・団体 (平成34年度)
9	学校応援コーディネーターの人数	2,481人 (平成27年度末)	3,100人 (平成33年度末)

第4章

プランの体系

基本目標Ⅰ

明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援

施策の方向性 1 豊かな人間性や社会性を育むための支援

施策

- (1) 多様な体験活動の推進
- (2) 健康づくりの推進
- (3) 読書活動の推進
- (4) 道徳教育の推進
- (5) 人権尊重の教育・啓発の推進

施策の方向性 2 社会参加及び自立への支援

施策

- (1) 勤労観・職業観の醸成
- (2) 職業能力の開発・就労支援
- (3) グローバル人材の育成
- (4) 社会的課題に対応する教育の推進
- (5) ネットリテラシー・情報モラル教育の促進

基本目標Ⅱ

困難を有する青少年への支援

施策の方向性 1 困難な状況に応じた支援

施策

- (1) 若年無業者(ニート)やひきこもりの若者への支援
- (2) 障害のある子供・若者への支援
- (3) いじめ、不登校、高校中退対策の推進
- (4) 子供の貧困対策の推進
- (5) 児童虐待防止対策の推進
- (6) 特に配慮を必要とする子供・若者への支援
- (7) 多様な機関の連携による相談・支援体制の充実

施策の方向性 2 青少年の非行対策

施策

- (1) 非行防止の取組の推進
- (2) 非行少年の立ち直り支援
- (3) 喫煙・飲酒防止対策等の推進
- (4) 薬物乱用対策の推進

基本目標Ⅲ

青少年の健やかな成長を支える環境の整備

施策の方向性 1 青少年を育む家庭・学校・地域の環境整備

施策

- (1) より良い家庭環境づくりへの支援
- (2) 家庭・学校・地域が連携した教育の推進
- (3) 放課後の居場所や活動の場づくりの推進
- (4) 地域活動の促進と気運の醸成

施策の方向性 2 青少年を取り巻く社会環境の整備

施策

- (1) インターネット対策の推進
- (2) 犯罪被害防止対策の推進
- (3) 交通安全対策・災害安全教育の推進
- (4) 子供の権利救済・相談体制の整備
- (5) 地域環境の整備・充実

第5章

施策の展開

基本目標Ⅰ 明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援

施策の方向性1 豊かな人間性や社会性を育むための支援

青少年の規範意識やコミュニケーション能力を高めるとともに、自らを律しつつ他者を思いやる心など豊かな人間性を育むため、自然との触れ合い体験や社会体験、文化芸術やスポーツ活動など、様々な体験活動を促進します。

また、健やかな発達・成長のため、望ましい生活習慣を身に付けることや健康づくりを進めます。

施策

(1) 多様な体験活動の推進

① 多様な体験活動の推進

- 青少年が夢や目標を発見し心の豊かさを実感するとともに、地域の方々と交流するなど、多様な体験機会を提供します。【県民生活部】
- 野外活動など、子供たちの体験活動を支える青少年相談員の委嘱や育成・支援を通し、地域における体験活動の充実を図ります。【県民生活部】
- 全ての小・中学生、高校生が、自然体験、職場体験、社会奉仕体験など発達段階に応じて様々な体験活動を行う「埼玉の子ども70万人体験活動」を推進します。【教育局】

② 自然体験、農業体験等の推進

- 自然ふれあい施設における体験講座やげんきプラザ等における自然体験活動、集団宿泊活動を通じて、豊かな人間性を育みます。【環境部、教育局】
- 農業体験活動を通じ、複合的な効果の発揮を目指す学校ファームの充実を図ります。【農林部】

③ 社会体験活動等の推進

- 青少年が広い視野に立ち物事を考える力や感受性などを養うため、青少年育成埼玉県民会議や国等の機関と連携して、青少年の主張大会などに取り組みます。【県民生活部】
- 社会福祉協議会と連携して、小・中学生、高校生に対するボランティア体験学習を促進します。【福祉部】

④ 文化芸術活動・スポーツ活動の推進

- 多様な文化に触れることができるよう、子供たちの文化活動への参加促進に取り組みます。【県民生活部】
- 子供たちの夢や希望の実現に向け、次代のスポーツ界を担う人材の発掘・育成に取り組みます。また、本県に本拠地を置くトップチームや本県ゆかりのトップアスリートとの交流を進めます。【県民生活部】
- 体力向上や豊かな心の育成のため、子供たちがスポーツの「楽しさ」や「喜び」を実感できるよう、市町村やスポーツ関係団体と連携し、様々なスポーツを体験する機会を提供します。【県民生活部】

(2)健康づくりの推進

① 食育の推進

- 食を通じた心身の健康増進と豊かな人間形成を目指すとともに、食への感謝の念と理解を深めることを目指し、県民が一体となった食育に取り組みます。【保健医療部】
- 子供たちに食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせるため、家庭・地域とも連携して、学校における食育の指導体制の充実に取り組みます。【教育局】

② 健康教育等の充実

- 児童生徒の心身の健康の保持・増進を図るため、学校保健の充実に取り組みます。【教育局】
- 思春期における妊娠・出産に関する正しい知識（避妊や不妊、性感染症など）の普及啓発を行います。【保健医療部】

③ 保健・医療の充実

- 全国共通ダイヤル#7119を活用した小児救急電話相談を充実させるとともに、子供の救急ミニガイドブック配布などにより、保護者の不安解消や小児救急患者が集中している医療機関の負担軽減を図ります。また、あらゆる機会を捉えて、正しい受診方法についての普及啓発に努めます。【保健医療部】
- 保健所において、定期的に、医師など専門職による子供の心の健康相談を実施します。【保健医療部】

(3) 読書活動の推進

- 青少年の健全育成に特に役立つ図書を埼玉県推奨図書と認定し、青少年や保護者に対して広報・啓発活動を行います。【県民生活部】
- 家庭、地域、学校における子供の読書活動を支援し、子供の読書活動の習慣化を目指します。【教育局】

(4) 道徳教育の推進

- 本県独自の道徳教材を活用するなど、小・中・高等学校において、発達の段階に応じた道徳教育に取り組み、規範意識を高めます。【教育局】

(5) 人権尊重の教育・啓発の推進

① 人権教育・啓発の推進

- 「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現を目指して、各種啓発活動や、地域啓発指導者・企業人権担当者等を対象とした研修会などを実施します。また、性的マイノリティへの偏見や差別のない社会とするため、県民向け講座を開催します。【県民生活部】
- 障害のある人もない人も全ての人が安心して暮らしていける共生社会の実現に向けて、障害者差別解消に取り組みます。【福祉部】
- 県民等へ障害及び障害者に対する正しい理解を得るための普及啓発を行うとともに、手話の普及と手話を使用しやすい環境の整備を進めます。【福祉部】
- 学校において、体験活動や参加体験型学習を組み入れたプログラムにより、児童生徒の人権感覚を育成します。【教育局】

② 命の大切さを考える機会の提供

- 青少年を対象に、どうぶつ愛護教室などでの動物とのふれあいを通じ、命を慈しむ心や思いやりの心を醸成します。【保健医療部】

施策の方向性2 社会参加及び自立への支援

青少年が勤労観や職業観を醸成するようキャリア教育を推進するとともに、社会的・職業的に自立できる力を身に付けられるよう支援します。

また、情報化・グローバル化などが急速に進む社会の変化に対応し、情報を正しく活用する力や様々な社会的課題に主体的に取り組み、解決する力を育成します。

さらに、我が国と郷土を愛するとともに、多様な文化や価値観を認め合いながら、世界を視野に入れて活躍できる人材を育成します。

施策

(1) 勤労観・職業観の醸成

- 児童生徒が明確な目的意識を持って主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じたキャリア教育を推進します。【教育局】
- 社会人・職業人として自立できるよう、小・中・高校生を対象に職場体験やインターンシップ、就職相談を地域や産業界、関係機関と一体となって実施します。【教育局】
- ものづくり体験教室やイベント等の開催により、次代を担う青少年がものづくりに興味を持ち、その魅力に直接触れる機会を設けます。【産業労働部】
- 若年者のものづくり分野への動機付け、入職を促進するため、これから進路を考えようとする高校生を対象に、ものづくり企業や職業訓練施設を訪問するバスツアーを実施します。【産業労働部】
- 職業意識を高め、企業への理解を促進するため、大学生を対象とした県内企業等におけるインターンシップなどを実施します。【産業労働部】

(2) 職業能力の開発・就労支援

- 高等技術専門校等において、高校卒業者等の若年者に対し、国家資格の取得や専門的な知識・技能を習得する職業訓練を行い、正社員就職を支援します。【産業労働部】
- 技能検定の受検や技能五輪全国大会等の技能競技大会への出場などを支援し、若年技能者の技能向上を促進します。【産業労働部】
- 希望する若者が安定した職と収入を得て生活できる社会を実現するため、ヤングキャリアセンター埼玉等において非正規雇用者の正社員化を支援します。【産業労働部】
- これから就職する学生等に対して労働ルールの周知を行います。【産業労働部】
- 学生のアルバイトや卒業後の就職先で生じる様々な労働トラブルの解決を支援するため、若者向けの情報提供や労働相談を実施します。【産業労働部】

(3)グローバル人材の育成

- 姉妹友好州省との友好親善の礎となる人材を、奨学生として派遣します。【県民生活部】
- 大学生等の県内企業の海外拠点等でのインターンシップを促進します。【産業労働部】
- 世界で活躍する人材を育成するため、高校生を対象に、海外大学への派遣や、国内大学との連携による質の高いカリキュラムの研究・実践を行います。【教育局】

(4)社会的課題に対応する教育の推進

① 環境学習の推進

- 多様化する環境問題に対応する力を育成するため、環境科学国際センターでの体験学習の実施や環境アドバイザー等の派遣による環境学習機会の提供を推進します。【環境部】

② 消費者教育の推進

- 学校等での消費生活講座の開催や生活科学センターにおける参加体験型の展示等で消費生活に関する知識を身に付けることにより、若年者被害の未然防止を図ります。【県民生活部、教育局】

③ 主権者教育の推進

- 選挙権年齢の18歳以上への引き下げを契機に、政治的教養を育む教育の一層の充実を図ります。【教育局】
- 若年層の政治意識を高めるため、学校等での選挙啓発出前講座やイベントを活用した模擬投票の実施などの取組の強化を図ります。【企画財政部】

④ ライフデザイン構築のための支援

- 仕事、結婚、妊娠・出産、子育てなどについて、切れ目のない知識を提供し、自らのライフデザインを考える機会づくりを支援します。【福祉部】

(5)ネットリテラシー・情報モラル教育の促進

- ネットアドバイザーの派遣を通じ、保護者等に対し、インターネットにおける危険性や保護者の役割についての啓発に取り組みます。【県民生活部】
- 児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報社会のルールや情報セキュリティの適切な指導を行います。【教育局】
- インターネット上のトラブルを解消するため、関係機関と連携するとともに、教職員への研修の実施や、保護者、児童生徒への啓発を行います。【教育局】

基本目標Ⅱ 困難を有する青少年への支援

施策の方向性 1 困難な状況に応じた支援

若年無業者、いわゆるニートや、ひきこもり、不登校、障害のある子供や若者、経済的困窮など困難を有する青少年に対して、一人一人の発達段階やその置かれた状況に応じた専門的支援の充実を図ります。

また、こうした若者が抱える課題は様々な問題が複雑に絡み合っていることから、様々な関係機関の連携強化を図り、総合的な支援に取り組みます。

施策

(1) 若年無業者(ニート)やひきこもりの若者への支援

① 若年無業者(ニート)への支援

- 若者自立支援センター埼玉において若年無業者（ニート）が職業的に自立できるよう支援します。また、ヤングキャリアセンター埼玉において就職活動を支援します。【産業労働部】

② ひきこもりの若者への支援

- 精神保健福祉センターや保健所において、ひきこもりの問題を抱える本人や家族の相談に対応します。【保健医療部】
- 埼玉県ひきこもり相談サポートセンターに、ひきこもりに特化した相談窓口を設置し、関係機関との協力・連携のもと、助言や情報提供など適切な支援を行います。【保健医療部】

(2) 障害のある子供・若者への支援

① 特別支援教育の推進

- 各市町村との連携のもと、学校に障害のある子供とない子供がともに学ぶ支援籍を普及し、心のバリアフリーを育む交流及び共同学習を推進します。【教育局】
- 各学校において、障害のある子供に一貫した支援を行うため、個別の教育支援計画の作成など体制整備に取り組みます。特別支援学校においては、小・中学校等への支援のためのセンター的機能の充実を図ります。【教育局】
- 障害のある生徒の自立と社会参加を実現するため、関係機関や企業と連携しながら、特別支援学校の生徒に対する職業教育の充実や就労支援を進めます。【教育局】

② 自立・社会参加の推進

- 障害者の自立と社会参加を進めるため、障害や障害者について理解を促す啓発を推進します。また、障害者の社会参加に必要な各種事業等を実施する市町村を支援します。【福祉部】
- 障害者の受入れが可能な企業を積極的に開拓して就業率の向上に努めます。障害者就業・生活支援センターなどと連携し、就業相談や生活支援、就職後の定着支援などを行います。【福祉部、産業労働部】

③ 発達障害のある子供・若者への支援

- 発達障害総合支援センターを拠点として、発達障害について正しく理解し適切に支援できる人材の育成、親への支援、市町村や地域の支援機関への助言・支援を行います。また、これまでの県の取組をより一層充実させ、身近な地域で専門的な支援ができる人材や機関を増やし、支援体制の充実を図ります。【福祉部】
- 発達障害の診療・療育の拠点となる中核発達支援センターや個別療育と親支援を行う地域療育センターを運営し、診療・療育体制の強化を図ります。【福祉部】
- 成人期の発達障害者とその家族への相談支援や地域の支援機関への助言・支援を実施します。また、発達障害者に特化した発達障害者就労支援センターを設置し、就労の相談から就職、職場定着までをワンストップで支援します。【福祉部】

(3) いじめ、不登校、高校中退対策の推進

① いじめ防止

- 教職員に対する研修を充実するとともに、家庭と連携し、いじめの防止及び早期発見・早期対応に努めます。【教育局】
- 学校において、体験活動や参加体験型学習を組み入れたプログラムにより、児童生徒の人権感覚を育成します。（再掲）【教育局】
- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置、市町村が行う教育相談体制の整備への支援等により、教育相談活動を推進します。【教育局】
- 埼玉県いじめ問題対策会議等を通じて、関係機関が一体となって、いじめ問題の根絶に取り組みます。【県民生活部】
- 「いじめ撲滅強調月間」において、協力団体と合同でキャンペーンを行います。【県民生活部】

② 不登校対策の推進

- 中学校一年で急増する不登校の解消を図るため、小学校と中学校との連携に焦点を当てた取組を推進します。【教育局】

③ 高校中退対策の推進

- 高等学校への適応能力や人間関係づくりの向上を目的とした社会体験活動を実施するなど、生徒に自立する力を身に付けさせる取組を推進します。また、中途退学を考えている者等へのフォローアップ体制の充実を図ります。【教育局】

(4) 子供の貧困対策の推進

① 学習・教育支援

- 生活困窮世帯及び生活保護世帯の中学生・高校生に対し、将来の自立に向けて、学習教室の開催等を通じ高校進学・高校中退防止を支援します。【福祉部】
- 経済的な理由により、修学が困難な県内在住の高校生などに対して、奨学金を貸与し、その修学を支援します。【教育局】

② 生活・就労支援

- 進学や就労を目指す生活困窮世帯の子供を支援するため、自立相談支援機関を活用して、関係機関が連携した包括的な支援を行います。【福祉部】
- 県の福祉事務所（埼玉県母子・父子福祉センター）に専門の職員を配置し、各種の生活相談や生活に役立つ情報の提供を行います。【福祉部】

③ 経済的支援

- 児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付けなどにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。【福祉部】
- ひとり親家庭等の医療費の自己負担額を助成し、経済的負担の軽減を行います。【保健医療部】

(5) 児童虐待防止対策の推進

- 24時間児童虐待通報に応じられるよう夜間や休日に県内全域をカバーする電話受付窓口を運営するとともに、緊急の場合には、管轄の児童相談所が地域の児童福祉関係機関と連携して速やかに対応します。【福祉部】
- 虐待により心に傷を負った児童のケアを重点的に行うため、一時保護所に心理担当職員を配置するとともに、児童精神科医が診断や指導を実施します。【福祉部】
- 虐待（再発）防止のため、児童相談所の心理・家族支援担当の機能を強化します。また、「家族支援プログラム」を用いて、虐待などにより施設に入所した児童を安全に家庭環境に戻す家族再統合を進めます。【福祉部】
- 家庭での養育が困難な子供を家庭的な環境で養育するため、里親制度の普及・啓発を進めます。【福祉部】
- 啓発リーフレットの配布やオレンジリボンの活用により、児童虐待防止に関する広報・啓発活動を実施します。【福祉部】
- 学校における児童虐待対応の中心となる教職員などへの研修を充実し、家庭や地域の関係機関と連携した児童虐待防止教育を推進します。【教育局】

(6) 特に配慮を必要とする子供・若者への支援

① 若者の自殺防止対策の推進

- 自殺対策を行うNPO法人などの活動への支援や相談体制の充実を図るなど、自殺対策を進めます。【保健医療部】

② 外国人児童生徒等の日本語学習や就学に対する支援

- 日本語を母語としない子供たちのために、日本の高校進学について多言語で説明するガイダンスを開催します。【県民生活部】
- 帰国児童生徒等支援アドバイザー及び日本語コミュニケーションアドバイザーを配置します。ポルトガル語やスペイン語、中国語、英語のニュースレターを発行して情報提供を行います。【教育局】

③ 児童養護施設に入所している児童への支援

- 児童養護施設等の入所児童へのケアの充実を図るとともに、退所後に自立できるようアフターケアを行います。【福祉部】
- 児童養護施設の子供など要支援若年者やその支援者に対し、消費生活講座の開催などにより、自立に向けた支援を行います。【県民生活部】

④ 性同一性障害等の青少年への支援

- 性同一性障害をはじめとした性的マイノリティとされる児童生徒については、学校生活を送る上で特有の支援が必要な場合があることから、相談しやすい環境の整備や医療機関との連携等、支援体制の確立・充実を図り、きめ細やかな対応に努めます。【教育局】

(7) 多様な機関の連携による相談・支援体制の充実

- 困難を有する青少年を総合的に支援するために、個別の相談機関の情報を一元化して提供し、利用促進を図ります。【県民生活部】
- 各相談機関担当者の研修等を実施して連携の強化を図り、効果的な相談実施につなげます。【県民生活部】
- 市町村担当者や民間団体の相談員の研修等を実施して、職員等の資質向上と市町村間のネットワークづくりを支援します。【県民生活部】

施策の方向性2 青少年の非行対策

青少年の非行の未然防止や早期対応に取り組むとともに、再犯防止のための立ち直り支援を地域における団体や企業等の協力を得て進めていきます。

また、青少年を取り巻く有害環境の健全化を図るため、有害図書や喫煙・飲酒、薬物乱用等の防止に取り組みます。

施策

(1) 非行防止の取組の推進

① 埼玉県青少年健全育成条例に基づく取組の推進

- 青少年を有害な環境から守るため、深夜外出や有害情報に接する危険性などを青少年や保護者に周知徹底します。【県民生活部】
- 埼玉県青少年健全育成条例に基づく、青少年に有害な環境に対する規制等の適正な施行を図るため、コンビニエンスストアやカラオケボックスなどへの立入調査や指導等に取り組みます。【県民生活部】

② 非行防止パトロール等の推進、普及啓発

- 青少年の非行を防止するため、青少年育成埼玉県民会議などと連携した普及啓発活動や、国・市町村等と連携した非行防止キャンペーンに取り組みます。【県民生活部】
- 市町村や青少年育成推進団体等による非行防止パトロール活動を積極的に支援し、地域ぐるみでの非行防止活動を推進します。【県民生活部】
- 警察職員等による児童生徒を対象とした非行防止教室、薬物乱用防止教室を実施するとともに、保護者の参加も促し、非行・問題行動の未然防止に取り組みます。【教育局、警察本部】
- 少年の非行防止や、少年が非行に巻き込まれることを防止するため、少年警察ボランティアと連携して街頭補導活動などの非行防止活動に取り組みます。【警察本部】
- 関係する業界団体の自主的な取組を積極的に促進するとともに、県と業界団体との連携を強化し、青少年の健全育成に取り組みます。【県民生活部】

③ 基礎学力の定着

- 児童生徒の社会的に自立する力を育成するため、基礎学力の定着を図ります。【教育局】

(2) 非行少年の立ち直り支援

- 関係機関やNPO等の民間団体と連携して、非行少年やその保護者等からの相談に応じるなど、非行少年等の立ち直りを支援します。【県民生活部】
- 非行少年の立ち直り支援のため、企業や団体での体験等を通じて社会性を身に付けながら、自立を支援します。【県民生活部】
- 生徒の非行が深刻化している学校からの要請に基づきスクール・サポーターを派遣し、学校の正常化を図るための支援活動に取り組みます。【警察本部】
- 少年非行など問題を抱える少年やその保護者に対して、継続相談や社会参加活動等による立ち直り支援活動に取り組みます。【警察本部】

(3) 喫煙・飲酒防止対策等の推進

- 関係機関、事業者、青少年関係団体と連携し、未成年の喫煙・飲酒対策に取り組みます。【県民生活部】

(4) 薬物乱用対策の推進

- 若者を中心とした啓発や保健所等における相談などを通じて、薬物乱用の未然防止を図ります。また、麻薬などの取扱施設に対する監視指導や危険ドラッグに係るインターネット監視などの取締りを徹底します。【保健医療部】
- 薬物乱用防止教室の開催などを通じて、薬物乱用防止教育の充実に取り組みます。【教育局】

基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える環境の整備

施策の方向性 1 青少年を育む家庭・学校・地域の環境整備

家庭の教育力向上のため保護者に対する学習の機会を提供するとともに、家庭・学校・地域が連携して、青少年の成長を支える社会づくりを進めます。

また、青少年の健全育成支援について、県民・団体・企業など様々な主体の参画を促進し、一層の充実を図ります。

施策

(1) より良い家庭環境づくりへの支援

① 家庭の教育力向上への支援

- 埼玉県推奨図書をはじめ優良図書の普及や、子ども読書支援センターの活動などにより、親子で読書に親しむ機会の充実に取り組みます。【県民生活部、教育局】
- 中学生・高校生を対象とした「親になるための学習」及び親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を推進するとともに、「親の学習」の指導者を養成します。【教育局】
- 幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点などを活用し、子育てに関する相談や保護者の保育参加の実施、親子の交流の場の提供などにより、親としての育ちや子育てを支援します。【総務部、福祉部】

② 普及啓発、気運の醸成

- 家族の絆を深め、より良い家庭環境づくりの気運の醸成を図るため、「家庭の日」の普及を推進します。【県民生活部】
- 関係機関や民間施設などの協力を得て、家族のふれあいを深めるきっかけづくりを支援するなど、より良い家庭環境づくりの気運の醸成を図ります。【県民生活部】
- 家庭生活において、性別による固定的役割分担を見直し、ライフスタイルに応じて家族一人一人が自立して家事を行えるよう、講座の開催や意識啓発を行います。【県民生活部】

(2) 家庭・学校・地域が連携した教育の推進

- 家庭・地域との連携により、学校体育活動や運動部活動の充実を図り、児童生徒の体力向上に取り組みます。【教育局】
- 家庭や地域の関係機関と連携を図り、学校保健の充実に取り組みます。【教育局】
- 県立高校において、生徒の学習意欲や能力を高めるため、大学や研究機関などと連携した教育活動を推進します。【教育局】
- 「学校応援団」の活動の充実に向け、学習活動、安全確保、環境整備等のボランティアとして保護者や地域住民の参加を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となった子供の育成を支援します。【教育局】
- 全県立学校で実施している学校関係者評価と、第三者評価により、学校の教育活動や学校運営の更なる改善・充実に取り組みます。
小・中学校についても、全ての学校で実施している学校関係者評価の結果が公表されるよう市町村に働きかけます。【教育局】
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針等の内容を踏まえ、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を図るとともに、家庭や地域と連携・協力し、「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進します。【福祉部、教育局】

(3) 放課後の居場所や活動の場づくりの推進

- 小学校の余裕教室などを活用した子供たちの安心・安全な居場所の整備と、放課後や週末などに地域住民の参画を得た子供たちの活動を支援します。【教育局】
- 放課後児童クラブにおいて、全ての小学校区において入所を希望する児童を受け入れることができるように、市町村のニーズを踏まえて体制整備を進めます。【福祉部】

(4) 地域活動の促進と気運の醸成

① 地域活動の促進

- 青少年育成県民運動を展開する青少年育成埼玉県民会議の活動の支援に取り組みます。また、県内の青少年団体の連携組織である埼玉県青少年団体連絡協議会に対する支援を行うとともに、その活動を促進します。【県民生活部】
- 子供たちとボランティア団体等をつなぐなど、地域で子供を育てる仕組みづくりに取り組みます。【県民生活部】
- 野外活動など、子供たちの体験活動を支える青少年相談員の委嘱や育成・支援を通し、地域における体験活動の充実を図ります。（再掲）【県民生活部】
- 子供の学ぶ力や生きる力の向上と地域で子供を育てる仕組みづくりを推進するため、大学やNPO、青年会議所等が連携して実施する「子ども大学」の更なる充実を支援します。【教育局】

② 普及啓発、気運の醸成

- 地域や企業と協力しながら、子育て家庭優待制度などについて、より利用しやすくなるよう拡充を図ります。【福祉部】
- 「彩の国教育の日」（11月1日）及び「彩の国教育週間」（11月1日から7日まで）における学校公開や講演等の取組を通じて、教育に対する県民の理解を深め、関心を高めます。【教育局】

施策の方向性2 青少年を取り巻く社会環境の整備

インターネットにおける違法・有害情報から青少年を守る取組を進めるとともに、犯罪に巻き込まれない安全・安心な社会環境づくりに取り組みます。

また、交通事故などの安全教育を推進するとともに、いじめなど子供の権利侵害の問題にも取り組みます。

施策

(1) インターネット対策の推進

- ネットアドバイザーの派遣を通じ、保護者等に対し、インターネットにおける危険性や保護者の役割についての啓発に取り組みます。（再掲）【県民生活部】
- サイバーパトロールの実施やネット防犯パトロールボランティアからの通報などにより、インターネット上に氾濫する違法・有害情報の排除に向けた取組を強化します。【警察本部】
- フィルタリングサービスの活用など、インターネット上の有害情報から青少年を守るための方策の普及・啓発に取り組みます。【県民生活部】

(2) 犯罪被害防止対策の推進

① 防犯に対する意識の啓発

- 学校・家庭・地域が連携した防犯教室等を実施し、児童生徒の防犯意識の向上を図ります。【教育局】
- 児童の性的被害を防止するための広報、啓発活動に取り組みます。【県民生活部、警察本部】

② 安心・安全なまちづくりの推進

- 「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」による「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」を推進します。【県民生活部】
- 県民が結成する自主防犯活動団体「わがまち防犯隊」等によるパトロール活動を支援します。【県民生活部】
- 防犯カメラの設置など、市町村の行う子供の安全・安心に関する事業を支援します。【県民生活部】
- 児童生徒の登下校の見守りなど、家庭や地域の関係機関・団体と連携し、地域ぐるみで学校安全に取り組みます。【教育局】
- 犯罪から子供を守るため、防犯情報や事件情報等の発信を行います。【警察本部】

(3)交通安全対策・災害安全教育の推進

- 県・警察本部・教育委員会・関係機関・団体が連携して、交通安全運動など交通安全対策に取り組みます。【県民生活部、教育局、警察本部】
- 交通安全教室の実施などを通じて、自転車による交通事故の防止とマナーアップに取り組みます。【教育局、警察本部】
- 学校における避難訓練を計画的に実施し、児童生徒の危機対応能力の基礎を培います。また、危機管理マニュアルの充実や教職員を対象とした研修を充実します。【教育局】

(4)子供の権利救済・相談体制の整備

- いじめや体罰などの子供の権利侵害に対応するため、相談窓口を設置し、子供の気持ちを最優先に考えて相談に応じます。【福祉部】
- 子供の権利侵害の問題を解決するため、専門家による委員会で審議し、必要に応じて調査や是正の働きかけなどを行います。【福祉部】

(5)地域環境の整備・充実

① 子育て環境の充実

- 子育て家庭が交流や相談ができる地域子育て支援拠点の運営費を助成し、市町村を支援します。【福祉部】
- 子育て援助を行いたい方と援助を受けたい方とをコーディネートし、地域での支え合いを調整するファミリー・サポート・センターの運営費を助成し、市町村を支援します。【福祉部】

② 自然環境や都市公園等の整備

- 都市部の緑の保全・創出の気運の醸成を図るため、彩の国みどりのサポーターズクラブの普及など、県民、NPO、事業者等の自主的な活動を支援します。【環境部】
- 県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる「川の国埼玉」を実現するため、地域に親しまれる水辺環境の整備に取り組みます。【県土整備部】
- 県民生活に潤いと安らぎを与えるとともに、スポーツ・レクリエーションなどの憩いの場として活用できる安全でゆとりのある県営公園の整備を進めます。【都市整備部】

参考資料

- 1 指標一覧
- 2 用語の解説

1 指標一覧

基本目標Ⅰ 明日の埼玉を担う青少年の育成と自立支援

NO.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
1	地域の協力を得て実施する子供の体験教室の参加者数	11,707人 (平成28年度)	20,000人 (平成34年度)	青少年の健全育成のため、地域の人材等の協力を得て県が実施する、文化・スポーツ・職業体験等の多様な体験教室への参加者数。 様々な体験が青少年の健全育成に有用であることから、この指標を選定。
2	身に付けている「規律ある態度」の状況 ・児童生徒の8割以上が身に付けている「規律ある態度」の項目数の割合 ・身に付けた「規律ある態度」の項目数を伸ばした児童生徒の割合	小学校 95.8% 中学校 94.4% (平成27年度) 小学校 51.0% 中学校 52.0% (平成27年度)	小学校 100% 中学校 100% (平成34年度) 小学校 56.0%以上 中学校 57.0%以上 (平成34年度)	県が設定した「規律ある態度」(各学年12項目)のうち、小学校2年生～中学校3年生の8割以上が身に付けている項目の割合。 小学校4年生から6年生まで及び中学校1年生から3年生までの間に、身に付けた「規律ある態度」の項目数を伸ばした児童生徒の割合(小4・小6の両時期に全項目を身に付けている児童を含む。中学生も同様)。 「規律ある態度」を着実に身に付けさせるためには、全体の達成状況に加え、個々の児童生徒の達成状況を把握する必要があることから、この指標を選定。
3	県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合	7.5% (平成26年度)	5.8% (平成33年度)	県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者(非正規雇用者、一時的仕事に就いている者)の割合。 若者の就業支援を行う上で、正規雇用を希望しながら、やむを得ず非正規として働く者を減少させることを目指し、この指標を選定。

基本目標Ⅱ 困難を有する青少年への支援

NO.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
4	声かけを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村数	12市町村 (平成29年度)	57市町村 (平成34年度)	青少年への積極的な声かけを行う、非行防止夜間パトロールを実施する市町村数。 地域全体で青少年を見守り、健全育成を図る取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
5	公立高等学校における中途退学者数及び割合	全日制 1,286人 1.09% 定時制 590人 10.34% (平成26年度)	全日制 1,180人以下 1.00%以下 定時制 550人以下 9.64%以下 (平成34年度)	公立高等学校における全日制・定時制別の中途退学者の数及び割合。 中途退学防止に向けた取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
6	生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率	38.4% (平成27年度)	60.0% (平成33年度)	生活保護世帯の学習支援対象者のうち、中学3年生が学習支援事業を利用する率。 生活保護世帯の子供たちが、高校に進学して卒業し、安定した仕事に就くことが重要であることから、この指標を選定。

基本目標Ⅲ 青少年の健やかな成長を支える環境の整備

NO.	指標名	現状値	目標値	指標の説明
7	家庭内でスマートフォン等の利用のルールを決めている割合	75.6% (平成28年度)	100% (平成34年度)	埼玉県ネットアドバイザーによる啓発講座参加者アンケートにおいて、家庭内でルールを「決めている」と回答した保護者の割合。 スマートフォン等の普及に伴う青少年のネットトラブル防止に向けた取組の成果を示す数値であることから、この指標を選定。
8	青少年健全育成活動実施企業・団体等の数	409社・団体 (平成28年度)	650社・団体 (平成34年度)	青少年育成埼玉県民運動における事業や県が実施する青少年健全育成のための体験事業などに参画する企業・団体等の数。 青少年の健全育成活動には様々な主体が参画し、地域全体で青少年を見守り育てることが必要なことから、この指標を選定。
9	学校応援コーディネーターの人数	2,481人 (平成27年度末)	3,100人 (平成33年度末)	公立小・中学校と「学校応援団」の調整(コーディネイト)を行う人の数。 学校応援コーディネーターが増えることが「学校応援団」の活動の充実に寄与することから、この指標を選定。

2 用語の解説

行	頁	用語	説明
あ	7	ICT	Information and Communication Technology(情報通信技術)の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてIT(Information Technology:情報技術)があるが、国際的にはICTの方が普及している。総務省の「IT政策大綱」が2004年から「ICT政策大綱」に名称を変更するなど、日本でもICTという表現が定着しつつある。
	37 38	インターンシップ	生徒が企業などの職場で体験的に働き、職業や仕事の実際について学ぶとともに働く人々との関わりを持つことで、職業観・勤労観、社会性を養い、自己の将来の生き方・在り方の意識を高める取組。 また、職業意識を醸成し、適切な職業選択を促進するために、企業などで実習・研修的な就業体験をする制度。
	46	親の学習	家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」がある。
	42	オレンジリボン	児童虐待の現状を広く知らせ、児童虐待を防止し、虐待を受けた子供が幸福になれるようにという気持ちを込めて、オレンジ色のリボンを広めていく市民運動。児童虐待防止推進月間である11月には、国や地方公共団体でオレンジリボンを活用した啓発活動を実施している。
か	47	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備などについて、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。
	47	学校評価・学校関係者評価	学校教育法第42条を根拠とする評価制度。小学校などは、「教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」とされており、学校の教職員による評価(自己評価)、保護者など学校関係者による評価(学校関係者評価)のほか、学校運営に関する外部の専門家などによる評価(第三者評価)がある。
	34	学校ファーム	小・中学校に農園を設置し、児童生徒が農業体験活動を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることを狙いとした取組。
	46	家庭の日	毎月第3日曜日。家族で過ごすことで、改めて家庭を振り返り、明るい家庭づくりを考える日。
	50	川の国埼玉	河川の県土に占める面積割合(3.9%)が日本一であるなどの本県が持つ川のポテンシャルを生かして、豊かな川の環境を再生し、県民誰もが川に愛着を持ち、ふるさとを実感できる姿を「川の国埼玉」として目標に定めたもの。
	9	完全失業率	総務省の労働力調査による15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者を合わせた労働力人口に占める完全失業者の割合。完全失業者とは、次の3つの条件を満たす者をいう。 ①仕事がなく調査期間中に全く仕事をしなかった(就業者でない)、②仕事があればすぐに就くことができる、③調査期間中に仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた(過去の求職活動の結果を待っている場合も含む)。
	45	危険ドラッグ	麻薬や覚醒剤ではないが、それらと同じような幻覚や興奮作用などの有害性が疑われる薬物。規制を逃れるために使用目的を芳香剤、ビデオクリーナー、研究用試薬、鑑賞用植物、ハーブ、お香などと偽り、インターネットなどで販売されている。
	37	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。
	36	共生社会	障害を理由とする差別を解消し、障害者と障害者でない者とは分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、地域の中で共に手を取り合って暮らすことのできる社会。

か	30 38	グローバル人材	グローバル化の進展に対応することができる高度な知識及び能力を有し、かつ世界的規模で活動することができる人材。
	37	高等技術専門学校	職業能力開発促進法に基づき、県が設置している職業能力開発校の名称。求職者及び在職者を対象に職業訓練を実施しており、県内に6校1分校ある。職業能力開発センターでは障害者を対象とした職業訓練も実施している。
	48	子ども大学	地域の大学やNPO、青年会議所などが連携して子供(小学校4年生～6年生)の知的好奇心を刺激する学びの機会を提供するもの。ものごとの原理やしくみを追求する「はてな学」、地域を知り郷土を愛する心を育てる「ふるさと学」、自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」の3分野の講義を基本に、学校とは一味違った課題を取り上げて、大学教授や地域の専門家が教えるもの。
	46	子ども読書支援センター	平成17年4月、県立久喜図書館に設置された機能。センターでは、子供読書に関する各種資料や豊富な児童書を取りそろえるとともに、子供読書活動に関わる方々からの相談に対して助言を行うなど、子供読書活動を支援する様々な事業を展開している。
さ	34	埼玉の子ども70万人体験活動	子供の社会力と豊かな人間性の育成を図るため、すべての小・中・高校生に対する体験活動の機会を充実させる取組。
	48	彩の国教育の日・彩の国教育週間	県民の教育に対する関心と理解を深めるとともに、学校・家庭・地域の連携の下、県民が一体となって教育に関する取組を推進する契機となるよう定めた日及び週間。11月1日が「彩の国教育の日」、11月1日から7日までが「彩の国教育週間」。
	39	支援籍	障害のある児童生徒が在籍する学校または学級以外に必要な学習活動を行うために置く本県独自の学籍。例えば、特別支援学校に在籍する児童生徒が居住地の小・中学校に支援籍を置くことにより、同じ学校のクラスメイトとして一定程度の学習活動を行うことができる。
	38	姉妹友好州省	メキシコ州(メキシコ)、山西省(中国)、クイーンズランド州(オーストラリア)、オハイオ州(アメリカ)、ブランデンブルグ州(ドイツ)と姉妹友好提携を結び、経済、環境、医療、教育など幅広い分野で交流を行っている。
	40	障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の拠点として連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて知事が指定した社会福祉法人やNPO法人が運営している。
	36 46	推奨図書	青少年の健全な育成を図るため特に優良と認められた図書のこと。県では毎年、乳幼児向け、小学校低学年向け、小学校中学年向け、小学校高学年向け、中学生向け、高校・青年向け図書を各5冊、合計30冊選定している。
	45	スクール・サポーター	元警察官・元教員を少年サポートセンターに配置し、中学校からの要請により、教職員やPTA等と連携し、学校における生徒の問題行動に対応しており、登下校時の挨拶指導や校外外の巡回、非行防止教室の開催等、幅広く校内の正常化に向けた支援活動を行う。
	38	生活科学センター	消費生活に関する学習支援や情報提供、消費者活動・交流の支援などの機能を持つ施設で、川口市のSKIPシティに平成15年2月に開設。愛称は「彩の国くらしプラザ」。
	34 44 48	青少年育成埼玉県民会議	青少年の健全育成を図るため、青少年育成市町村民会議、青少年団体、青少年育成関係者などにより組織された民間団体。
	44	青少年育成推進団体	青少年育成埼玉県民会議からの委嘱により、声かけ・あいさつ運動などを行っている地域の青少年育成ボランティア。
	34 48	青少年相談員	県からの委嘱により、子供達の良き友、理解者となって、子供達の健やかな成長のために活動する地域の青年ボランティア。
	36 43	性的マイノリティ	体の性と心の性が一致しない方や、好きになる性が同性や両方の性に向かう方などのこと。

た	46 50	地域子育て支援拠点	子育て中の孤立感、負担感を緩和するため、子育て親子の交流促進、育児不安に対する相談指導及び情報提供など、子育てに関する様々な援助活動を行う拠点。
	40	地域療育センター	作業療法士や臨床心理士などの専門職を配置し、発達障害の特性が気になる子供に個別療育と親支援を提供している。
	40	中核発達支援センター	発達障害の早期支援体制の充実を図るため、医療型障害児入所施設に医師などを配置した、発達障害児の診療・療育の拠点。
な	2 外	ニート	Not in Employment, Education or Trainingの略。15歳から34歳の非労働力人口(就業者と完全失業者以外の者)のうち、家事も通学もしていない者。
	38 49	ネットアドバイザー	県で養成・認定したアドバイザーで、主に小・中学校等に派遣してインターネットの危険性や保護者の役割について啓発する「子供安全見守り講座」の講師を務めている。
	22 30 38	ネットリテラシー	情報を十分に使いこなせる能力。大量の情報の中から必要なものを収集し、分析・活用するための知識や技能のことをいう。
は	16 40	発達障害	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの。
	40	発達障害者就労支援センター(ジョブセンター)	県が設置する発達障害に特化した就労支援センター。医師の診断や障害者手帳の有無にかかわらず、発達障害の特性があつて就労に困難を抱える人に対して、就労相談から職業能力評価、就労訓練、就職活動、職場定着までの支援をワンストップで行う。
	39	ひきこもり相談サポートセンター	国のひきこもり地域支援センター設置運営事業(平成21年度～)に基づき、埼玉県が設置(委託)した「ひきこもり地域支援センター」。ひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口として、ひきこもりの状態にある本人や家族の相談に応じ、行政機関や民間団体などの適切な支援に結びつける。本センターに配置したひきこもり支援コーディネーターを中心に、関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報の提供など、ひきこもり支援の拠点としての役割を担う。
	9 37	非正規雇用者	期間の定めのないフルタイムの労働契約で働く労働者を正規雇用者とし、それ以外の雇用者の総称。総務省の労働力調査では、勤め先で一般社員・正社員などと呼ばれている人を「正規の従業員」、それ以外のパート・アルバイト・派遣社員・契約社員・嘱託などを「非正規の従業員」と分類している。
	50	ファミリー・サポート・センター	市町村が設置する組織で、育児等の援助を受けたい会員と手助けをしたい会員で構成される。保育所への送迎や学童保育終了後に一時的に子供を預かるなど、会員同士による相互援助活動のあっせんを行う。
	49	フィルタリング	インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス。
	47	放課後児童クラブ	保護者が就労などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの。
や	37 39	ヤングキャリアセンター埼玉	ハローワーク浦和・就業支援サテライト内の若者コーナーとして、39歳以下及び正社員経験の少ない44歳以下の方や学生を対象に、ハローワークと連携して就職相談から職業紹介までワンストップで支援する施設。
ら	9	リーマンショック	平成20年(2008年)9月に起きたアメリカの投資銀行リーマン・ブラザーズの経営破綻とその後の株価暴落などを指す。リーマン・ブラザーズの破綻後、世界各国の大手金融機関が連鎖的に経営危機に陥るなど、世界的な金融不安が深刻化した。
わ	49	わがまち防犯隊	自主防犯活動団体の本県における愛称。平成18年度に公募により決定。
	39	若者自立支援センター埼玉	平成18年(2006年)6月、川口駅西口(川口若者ゆめワーク内)にオープン。NPO法人や関係行政機関等と連携し、39歳以下の若年無業者やその保護者を対象にキャリアカウンセラーや臨床心理士による相談業務、グループワークや職場体験などの就業支援事業を実施し、就業活動を総合的に支援している。

埼玉県青少年健全育成・支援プラン(案)に対する御意見

ページ	御意見
住所 (法人等の場合は主たる事務所の所在地) 〒 _____	
※通勤・通学場所のある市町村名 _____ 市・町・村 (県外にお住まいの個人の場合)	
氏名 (法人等の場合は名称及び代表者の氏名)	年齢 (あてはまるものに○を付けてください) 10歳未満 10代 20代 30代 40代 50代 60代 70代以上

(注) ・意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。
 ・御意見については、この様式を御利用いただくか、任意の書面により上記項目を記載し御提出ください。

【募集期間】 平成29年10月1日(日)～平成29年10月31日(火)(必着)

【提出方法】 郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。
 電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

- ・郵送 〒330-9301(住所は省略できます)
 埼玉県青少年課 総務・企画担当あて
- ・FAX 048-830-4754
- ・メール a2905-13@pref.saitama.lg.jp
 (メールの件名を「埼玉県青少年健全育成・支援プラン」としてください)

埼玉県県民生活部青少年課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-2905